

第七十七回国会
衆議院
大蔵委員会議録 第八号

昭和五十一年五月六日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 田中 六助君

理事 塩川正十郎君

理事 森 美秀君

理事 山本 幸雄君

理事 山田 耻目君

金子 一平君

小泉純一郎君

塩谷 一夫君

原田 憲君

宮崎 茂一君

保岡 興治君

高沢 寅男君

松浦 利尚君

山中 吾郎君

荒木 宏君

広沢 直樹君

出席國務大臣

大蔵 大臣 大平 正芳君

出席政府委員

経済企画庁調整局長 青木 愼三君

大蔵政務次官 唐沢俊二郎君

大蔵省主計局次長 高橋 元君

大蔵省主税局長 大倉 眞隆君

大蔵省理財局長 松川 道哉君

大蔵省証券局長 岩瀬 義郎君

大蔵省銀行局長 田辺 博通君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

四月三十日

第一類第五号

大蔵委員會議録第八号

昭和五十一年五月六日

所得税の減税等に関する請願(佐藤観樹君紹介)(第三九五七号)

同(佐藤観樹君紹介)(第三九七七号)

同(佐藤観樹君紹介)(第四〇三二一号)

同(佐藤観樹君紹介)(第四一五五号)

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(塩川正十郎君紹介)(第三九五七号)

同(毛利松平君紹介)(第三九七六号)

税制改正に関する請願(瀬野榮次郎君紹介)(第四一四四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

○田中委員長

これより會議を開きます。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員

きようは参議院の方が予算に対する公聴会でございますので、大臣も久方ぶりで大蔵委員会にゆつくり来ていただきましたので、十分慎重に審議を始めたかと思っております。

まず本題に入る前にロッキード事件について、最近大平大蔵大臣のコメントが載りましたので、若干だけ御質問させていただきますかと思ひます。

それは三日付のニューズウィークの国際版に、恐らく蔵相が記者会見をなさったのだと思ひます。すけれども、今度の事件は長期的な観点から見れば一時的な事件であつてほしい——ほしいという

ことでありますから、それは確かにそうだと思うのでありますけれども、われわれが今度のロッキード事件を見る限り、これは単に偶発的に起こつた問題ではなくて、戦後三十年のほとんどを自民党が政権の座にいた、このことから来るところの、結局政権が交代しないからどのようなことをやっても次の政権にチェックされない。こういうことはわれわれにも一端の責任はあるかと思ひますけれども、こういったことから起こってくる、今流の言葉で言いますと構造的な汚職事件だ、こういうふうには私たちが思つておられます。これは大平さんとこの前もここでやりとりをしましたように、過去数々の疑獄事件があつた、あるいは総裁選挙に非常にお金がかかる、こういうようなことに根差しているのじゃないか、こういう認識に立っているのではありませんか、ニューズウィークの記事を見る限りは、どうもそういう認識は大平さんはないように私たちに受け取れるわけですね。この点についてはどういふふうにお感じになつてゐるのか、またニューズウィークの記事というものは必ずしも大蔵大臣の真意を伝えていないのか、その点はいかがでございますか。

○大平國務大臣

ロッキード事件はいませつかく司直の手で法律的には解明されておることでございますし、国会等で政治的な問題として論議が集中しておるところでございます。したがつて、この事件は政治的にも法律的にもこれからまさに解明されようといはしておるわけでございます。まだ全貌が明らかになつていないというのがまず第一の前提でございます。

それから、私も政治家の一人といはしましてこの問題には相當の関心を持っておるわけでございます。いろいろな方々の御意見を聞いておるわけでございますが、この問題につきましては、佐藤さんおっしゃる通りに、これはまさに構造的な汚職問題であるという規定の仕方をしておる人も確かにございます。しかし、そうではなくて、これは一過性の問題ではないかというように見ておる方も比較的多うございます。まだ全貌が解明されておられませんし、自分の見解を断定的に決める段階には立ち至つていない。ただ、私は、希望をいたしましたのは、この問題は一過性のものではあつてほしいという願望を持っておるということをニューズウィークの記者に語つたわけでございます。

○佐藤(観)委員

きようはロッキード事件の真相解明の場でもないで、これ以上このことについてはお伺いせんが、ただ私たちの見るところ、これは単に偶発的にこのことだけ起こつたという認識ではどうも足りないのではないかと気がするものですから、若干指摘をさせていただきます。

もう一点だけ、これをお伺いしておきますが、やはりニューズウィークの記事を見ますと、兒玉譽士夫の政界に与える影響力あるいは自由党の創設に当たつて資金を援助したということが現在の自民党まで影響している、こういうふうにも世間が過大評価し過ぎてゐるのではないかと、いろいろな発言が大蔵大臣からなされたやに報道されてゐるわけですが、この点についてはいかがでございますか。兒玉譽士夫がそれほど影響力がない——それほどというのはいろいろ評価があり、問題がありますけれども、こういうような発言の背景になつた大臣としての根拠というのは一体どういふところにあるのですか。

○大平國務大臣

私は以前、自由党に所属いたしておりました代議士でございまして、保守合同後自由民主党に所属いたしておるわけでございます。長い間政府でおりましたし、また長く党の仕事にも関係いたしておつたものでございまして、私

の承知しておる限りにおきましては、ニューズウィークの記者に語つたような感想を私は持つておるわけでございませう。

○佐藤(親)委員 それでは本論の財特法に入らせていただきます。それでは本論の財特法に入らせていただきます。

まず、ちよつと事務当局にお伺いをしますけれども、建設国債三兆五千二百五十億、このうち四月に発行された額が五千六十億、それから五月、六月はすでにシグネイト団とネゴシエーションがされていくと思うのですが、五月、六月については幾らずつ発行する予定になっておりますか。

○松川政府委員 現在シグネイトとは五月をどうするかということをお伺いしたしておる段階でございませう。と申しますのは、五月に現実の発行をいたしますのは月末に近くなりますが、それまでに予算が有効に成立するのではないかと、そういうことを考えまして、また他方、現実の金融情勢を考えますと、五月には相当多額の出さなければいけません。しかるに、現在の段階でこのことを議題として正式に話を進めるにはまだ環境が整つておりませんので、内々の話を進めておる段階でございませう。そこで五月にどうなるかということでございますが、相当大量の国債を発行させていた

○佐藤(親)委員 私がなぜそのことを聞いたかといひますと、四月十三日に大平大蔵大臣が記者会見をして、理論的には九月までに成立すればいいのだというふうな発言があつて、しかし九月に必ず成立するという見通しがないから、今度の国会でぜひともこれは通過をさせていかなければならぬ、こういう会見を行ったように言われておるわけでありませう。これは両面あつて、九月までもいいのだという話と、もう一つは、しかし成立の確信が持てないからどうしても今国会でというふう

に聞いているわけでありませう。

ところが、私たちが見るところ、三兆五千二百五十億建設国債があるわけですから、四月に五千六十億とすると、まだ三兆百九十億残つておるわけですね。これが五月が、いま松川局長ははつき

り言われませんが、たとえば一兆円としますと、あとざつと二兆残つてゐる。これを平均しますと、市中消化は赤字国債を入れて六兆二千億。というの、一兆円を資金運用部資金で引き受けますから、市中消化は約六兆円。こういうことで割つていきますと、平均五千億ちよつとずつ発行していけばいい。それから大蔵省証券が今度二兆六千億予算総額で認められてゐる。そのことも含め

ますと、理論的には九月でも成立していればの話ですね。成立するということになれば、大平大蔵大臣が言われたように、これは九月でも十分つないでいける。資金繰りだけの話をすればこういうことになるわけですね。

そこで、これは私たちが自民党の方々とちよつと理事会をやつていたところにさういふ新聞記事が飛び込んできたのでありますが、四月十三日の段階で大平大蔵大臣がそのような発言をなされたというところは、一体どういふことが真意だったのか、この点はいかゞでございませうか。

○大平国務大臣 特別公債は歳入の大宗でございませう。予算の一環でございませう。たてまえ論としても制度論としても予算と一体であることは間違ひございませうし、とりわけ今度の特別公債は五十一年度の特別債でございませうから、まさに間然するところなく五十一年度予算と不離一体のものであるということでございますので、五十一年度予算の成立と同時に成立しておるということが制度的にもたてまえとしても当然の道行きである

と考えるわけでございませう。

ところが、世上、これはぎりぎりいつ成立すればいいのだとか、金繰りはどうなるのだとかいふような議論がございませう。正直に申しまして、金繰りという問題は、大蔵省が鋭意やつておることでございませう。金繰り上こういふ工夫をすればこれこれのことではできない相談ではないというところは、うそを言うわけにまいりませう。こういうことをやるうとすればできないことではない。しかし私は、それがあたりまえのことであるとは考へていないわけでございまして、もともと、予算

の成立と同時にこの法案が成立しておるというところで、財政運営というものはきちんと計画的にやつてまいることが国民に対する責任を果たすゆゑんでございませうけれども、金繰り上ぎりぎりのところはどうだということを開かれればさういうことになるわけでございませう。

ところが、仮にさういひましたとしても、そのときまでに、それでは特別法案をそのまゝ国会に暇せておいて成立させるといふ保証はどこにあるんだと言へば、どこにもないわけですね。さういふ權威はどこにもないわけでございますから、財務当局といひましては、何としてもこの国会で仕上げていただかなければ困るんだというところにア

クセントがあるわけでございますので、その点を特に強調いたしたのが、あなたの御指摘の四月十三日の会見であつたわけでございます。

○佐藤(親)委員 そこで、あなたの四月十三日の会見の真意というのは、国会の中ではつきりとしたわけでありませうけれども、その十三日の記者会見がいろいろの憶測を呼んで、これは五月に解散があつて、五月の解散が終わつた後やるんだ、財政特別法はもう一回その後の臨時国会で審議するんだ、大蔵大臣は五月解散説というものを確信しているんじゃないかといふような話やら、あるいは蔵相はこれが通らなかつたら辞職をするんだといふ話までいろいろ伝わつてきつてゐるわけですね。いまの段階で、この財政特別法が通らない場合は、財政の運営の責任者として辞職をするといふぐらゐの決意までおありなんでしょうか。

○大平国務大臣 私が辞職するとかしないとかいふ問題よりも、財政の運営ができないうわけでございますので、さういふことを放置されるようなわけが国の国会ではないと私は確信しております。

○佐藤(親)委員 財政の運営ができないうんじやなくて、それは大臣も理論的には認められてゐるうちに、残りの建設国債、それから大蔵省証券、もちろんこれは原則的には三月三十一日戻すものでありますから、出納閉鎖期間以内に戻すものでありますから、これは一時的な借金ですけれども、

財政の運営のことだけを言えば、九月あるいは八月に財特法が成立をしていけば、運営という面だけで言へばいけるんじゃないですか。

○大平国務大臣 そのときに財政特別法案が成立するといふ保証は、それじゃ一体だれがしてくれんではないか。さういふことはどなたもできるはずがないと思つてございませう。今国会で与野党の御協力やつていただくと以外に、私はどうも、解散の問題でございませうとか、臨時国会でございませうとか、さういふ幻想を語る余裕なんかいまの政局にないと思ひます。

○佐藤(親)委員 わかりました。

それでは、次の問題に移りますけれども、五十一年度の税収見通しについてお伺いをしておいて、五十一年度の経済状況に移つていきたいと思います。五十一年度の三月末の税収実績、もちろん一般会計でありますけれども、どんなものであつたか。特に新聞に報じられてゐるところでは、土地譲渡所得税の伸びが予想以上に大きかつたといふことが報じられてゐるわけですが、一体その土地譲渡所得税というのは、補正予算で組み込んだ枠が幾らで、それよりも幾らぐらゐ伸びたのか、その点について若干説明してください。

○大倉政府委員 三月分の一般会計税収は一兆五千二百七十億強でございまして、累計いたしますと十三兆三千五百億というところに相なります。これは、補正後予算額の十三兆四千六百十億に比べますと九六・八%という進捗率になるわけでございませう。この中の三月分といひましては、税収で非常に好調でございましたのは、ただいま御指摘のございました申告所得税でございます。申告所得税の中では、土地の譲渡が五十一年度の一月一日から制度が変わりましたために、いわゆる駆け込み譲渡といふものが私どもが予想いたしました以上に非常に大きかつたようでございます。ごくラフに申し上げますと、補正のときには大体四十九年度の実績と同程度というふうな推計いたしておりましたものが、補正の見込みに比しまして約八割方税収でふえておる。二千四、五百億にはし

ないかと思ひます。まだ正確にはわかりません。

○佐藤(親)委員 それと、今後を見通すのに非常に重要なのは法人税関係なんですけれども、法人税全体をとってみますと一六%の減少というふう聞いています。ただし、六カ月決算法人の申告税額を見ますと、前期の何と三倍近くになっているというふうなことが報道されているのですが、そのあたりはどうですか。

○大倉政府委員 三月分の法人税収は一千四百八十億でございます。前年の同じ期に比べますと、税収ベースでは七一・九%ということになります。その中に、いわゆる六カ月決算法人で前期に比べまして非常に収入が大きかった企業が一、二ございいます。ただこれは、その法人の前期と申しますが、商法改正の関係で、中間決算で前年同額で税を納めておられた期のものでありますから、ちよつと特殊なケースでございまして、法人税収全体が非常に伸びがよくなったということではございません。

○佐藤(親)委員 そこで、従来のパターンは必ずしも今度の五十一年度の先行きを見通すのに使えないと思ひますけれども、この法人税、特に大法人の申告税額が進捗率から言ってもそう悪くない。小さいものは非常に悪いけれども、大きいものについてはかなり業績がよかったです。この辺は五十一年度の見通しを立てる場合にかなり参考になるのではないかと。つまり、大企業の法人については三月末の税収の実績から判断すると必ずしもそう言われるほど悪くないのじゃないか。こういう見通しができるのじゃないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○大倉政府委員 法人税収全体といたしましては、先ほど私が申し上げましたように、税収ベースで大体七割ぐらいのところを動いているわけでございます。申告税額ではもう少し高い率はあります。それから、六カ月決算法人で三月税収になります。一月決算の分につきましては、先ほど申し上げたかなり特殊な事情があるという点がございいます。大法人、中小法人全体合わせまして、

私もが昨年の九月に補正予算で見込みましたベースとはほぼ同じ、締めてみますとそれよりも若干はよくなるかもしれない。しかし、決して樂觀を許さないというのが今までの動きと申し上げて間違いないと思ひます。

○佐藤(親)委員 それで、トータルをしてみまして、補正に對しまして歳入増は、まだこれは全部締めておりませんから丸い数字で結構でございます。ざつとどのくらいになるのですか。

○大倉政府委員 まさしくおっしゃいましたように制度改正がございましたので、四月分まで五十年年度税収になりますから、なお場合によりましては千億近くふれがあり得るわけでございます。現状でございましては、補正予算に對しまして、五十年年度といたしましては、補正予算に對しまして、三千億の中身は、圧倒的に申告所得税であり、土地の駆け込み譲渡である。申告所得税以外の税目では、いろいろ出入りはございすけれども、大体補正で見たらいい感じとお受け取りいただいていいのではないかと。予算で言いますと歳入の不用額と税外の収入増が加わってきますね。これは税外だから大倉さんのところじゃないんだ。歳入不用だけはちよつと締めてみないとわからぬと思うのですが、どのくらいと見通しているのですか。

○高橋(元)政府委員 税外それから歳入の不用、これは五月の下旬までいけませんと正確な数字が把握できません。非常に粗い見込みというところでお許しをいただきますならば、現時点で五十年年度の税外の増と歳入の不用と合わせますと二千億ぐらゐになるのではないかと。ううううに考えております。

○佐藤(親)委員 そうしますと、対補正に對する歳入増というのは、税増収が、丸い数字の話ですが、ざつと三千億、それから歳入不用、税外収入の増、これはざつと二千億、補正に對して合わせると五千億円の増加だということになりますね。そ

れからこれに伴つて当然出ていかなければならぬのが地方交付税交付金と道路整備関係の費用が出ていくと思うのですが、これはこの数字から判断して合計してどのくらいになるのですか。

○高橋(元)政府委員 税目ごとの内容が明らかでございせんが、ざつとした感じで一千億のオーダーだと思ひます。

○佐藤(親)委員 そうしますと、最終的には、これは丸い数字の話でありますけれども、四千億の剰余金が出てくる、こういうことになりますか。

○松川政府委員 結論的に申し上げますと、私も歳入歳出のしりを見ながら調整しようということまで約二千億円の国債をまだ発行しないで本日に至つております。そこで五十年年度の年度末近くにあり、そしてまた最近の情勢を見ますと、この保留しておりました二千億円の国債は出さなくて済むのではないかと。この計算が御計算なさいましたがいまして、たゞいま先生が御計算なさいました差し引き四千億、この計算のもとには国債が全部出るという前提でなされておりますので、歳入面で公債収入が約二千億減りますからその分だけ剰余金は減つてまいるという計算になるかと思ひます。

○佐藤(親)委員 今度の特例法でも剰余金の扱いについては、五月末に国庫出納を締めるときに剰余金の全額は国債整理基金特会に入れる、全額これは入れるのですか。

○高橋(元)政府委員 御案内のように、財政法の六条で、剰余金から、たとえば交付税の清算分であるとか揮発油税の特定財源の清算分であるとか、そういうものを差し引きしました残りの、いわゆる財政法六条の純剰余金というものの二分の一を下らない金額は国債整理の財源に充てるという法定の規定がございすけれども、前国会で大蔵からたびたび申し上げましたように、特例債の償還を終わるまでは全額を国債整理財源に充てるということにいたしております。したがいましませんが、財政法六条の純剰余金が五十年年度につ

て発生いたしますならばそれは全額国債整理財源に充てるということになると思ひます。

○佐藤(親)委員 ちよつと私の誤解かもしれないのですが、先ほど言つたように歳入増としては五千億、丸い数字の話ですよ。それからそれに伴うところの歳入増が一億、そうするとその差が四千億になってきますね。その点ちよつとわからないうのですがね。それで、いま丸い数字で二千億、五十年年度の特例債を発行してないということになるわけですね。そうするとその四千億と二千億の差はどうなるのですか。

○高橋(元)政府委員 税収の増が約三千億、税外及び不用で二千億、合計五千億でございす。ただ公債の出納整理期間分といひます。五十年年度特例法の第三条に基づきます発行予定分二千億を落とします。したがって歳入の増加全体としては三千億ということでございます。

○佐藤(親)委員 わかりました。

で、確認をしておきますけれども、今度の剰余金も当然前年度同様、特例公債の償還まではその全額を国債の減債基金に入れる、これはそういうことになると思ひます。それで、この問題は五月末にある程度しりをしてみないと確定した数字になりませんので、一応いまの段階で、五十一年度の景氣の見通しとそれに伴うところの税収の見通しについてお伺ひしておきたいと思ひます。

景氣の見通しにつきましては、四月の九日に経済企画庁の月例経済報告が出ましたし、それから四月の十二日に日銀の支店長会議で森永日銀總裁の発言、それから四月の二十七日に大蔵省の全国財務局長会議で経済情勢報告がされていわけでありますけれども、いずれの報告を見ましても、景氣は上向いてきた、もつと正確に言ひならば、月例経済報告の言葉では、不況を脱出する兆しを強めていっているというふう述べているわけでありますけれども、これはまず大蔵大臣と経済企画庁にお伺ひしておきたいのですが、いまの認識というのは、この調子で景氣は回復していくの

だ、その場合に、その回復していくというときの回復というのは一体どの程度のものと考えているのか、いわゆる政府が基礎としております主要経済指標が予定どおり達成されたというのが景気が回復していた、つまり名目一三％の経済成長、実質五・六％の経済成長が達成される軌道に乗った、これが景気が回復をしたという表現をしていというところになるのか、その絶対的な見通しについてお二方からお伺いをしたいと思います。

○青木(慎)政府委員 景気回復の兆しが見えてくるというところは、ただいま先生が御指摘のとおり、大蔵政府の見通しのおり五％から六％の実質成長、名目で一三％の成長になるということでございまして、まだ四月一カ月しかたっておりませんので判断は早いと思いますが、いまの調子でいけばそれくらい成長はするであろうというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 財政経済運営の責任者としての大蔵大臣もそのような認識に立っているというふうに理解しておいてよろしいですか。

○大平(正)国務大臣 いま各種の経済指標がおかげさまで大変調順な足取りで回復の徴候を見せておることは御指摘のとおりでございます。そしてこの分では、いま局長が御報告申し上げましたように、政府がもくろんでおります成長の見込みが達成されるのではないかとというように見えておるといふことですが、もとより輸出が持続性を持って発展するかどうか、消費も堅調を持っておりますかどうか、設備投資が回復の兆しを見せておりますかどうか、これが本格化するかどうか、物価がまたこのように推移をたどるかどうかがというようなことは確かに問題点に若干あるわけでございまして、財政経済の運営に当たりましていろいろ警戒すべき点はなきにしもあらずでございます。また、マクロ的に見ましていまの経済の推移は私どもに希望をもちます状況にあるというところは言えそうに存するのでございします。ただし、いま青木君も申し上げましたように、新年度が始まりまして一カ月そこそこござい

いますので、いましばらくこの新年度の経済財政政策の展開を見させていただきたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 そこで若干私は企画庁なり日銀なり、日銀は若干慎重派でありまされども、企画庁なりその他の現状のとらえ方に、果たして新聞があまり書き立てるほど本場に景気がよくなっているかどうかという疑問を呈するわけであります。それは要因としては四つあって、一つは輸出の先行きの問題です。それから二番目に個人消費の伸び、これがそんなにいくかどうか。特に春闘と絡んで、いくかどうかという問題。それから設備投資、そして御売物価の動向、この辺を少し慎重に考えてみないと、どうもいまの場合には、紙面で見ると限りは景気が回復軌道に乗ったと云うことばかり出て、どうも樂觀ムードがあり過ぎはしないかという危惧があるわけであります。そこでひとつお伺いしたいのですが、まず現在の景気の動向を支えているのが輸出の好調だ、このことは実態としては私も認めるわけであります。ただしこれがいつまで続くかどうかという点になります、非常に不安要因が多過ぎるんじゃないかという気がするのであります。その点についてまず大ざっぱに言つてどうでございしますか。

○青木(慎)政府委員 確かに御指摘のとおり輸出というのは非常に変化をいたしますので問題はあろうかと存じますが、現在世界の経済動向で言いますと、アメリカ、西独、日本というところが景気をだんだん回復しております。上昇過程にあることが明らかにしております。それからその他の西歐諸国のうちフランスあたりが大体底入れをしておるといふ徴候が見えております。イギリス、イタリアもいろいろ政治的不安等もございすけれども、現状で判断する限りだんだん上向いてくるであろうということが一般的に言われております。先行き非常に問題にございすけれども、現在の世界の大方の人の判断は、五十一年度に関する限りある程度世界貿易というのには伸びていくであろうというのが一般的な見方でございま

して、こういうことから考えますと、輸出につきましては一応先行き、少なくとも五十一年度は相場の伸びを示すであろうということが言われているところでございします。

○佐藤(観)委員 もう少し細かに見てみますと、たとえば自動車や家庭電器製品、これは主にアメリカ向けでありますけれども、この好調というのにも必ずしもアメリカ国内の消費がなくなつて、在庫の積み増しではないかという点、これがまず第一点。

それからいま青木局長からも言われたように、かなり輸出ラッシュということになっているものですが、たとえばアメリカの特殊鋼の問題のように、輸入制限あるいはダンピング規制の問題、こういったような摩擦と申しますか、こういったものが出てきている。これはもう数々そのほかのものについて挙げていいたら切りがないほどいろいろな摩擦が起つていっているわけでありますけれども、こういったものが続くとだんだんと保護貿易色が、特にアメリカはいま大統領選挙を控えているということもあって、保護貿易色が非常に強めかねない、こういった情勢が二番目。

それから、細かに見ますと出血輸出とかダンピング、こういった業界もあるということですね。

それから四番目に、確かに現在好調だけれども、政府のはじいた主要経済指標によりまして、輸出の占める割合というのはいまは見てみても一％くらい占めてない。したがって、これがどれだけの伸びたといつても、GNPに占める割合が一五・一六だとなるほど大きな可能性というのはいない。したがって、いまは景気の牽引力がないから、確かに輸出はよく見えているけれども、これが最終的に日本の景気を上向きにして、ある程度の主要経済指標で目標としたような経済指標を達成することが果たしてできるかどうかという問題ですね。

ら、鉄鋼とか機械などの生産財関係の輸出、こういったものについては不安がある。

それから六番目に、現在短期的に見る限り確かに輸出が好調であるために、四月末で百四十九億ドル、日本の外貨保有がふえ、しかも二月に引き続き四月も七億五千万ドルという大変な増加になつてきております。七億五千万ドルというところ、昭和四十六年、四十七年当時の月々の増加額に匹敵するぐらいの急ピッチのふえ方でありますから、やがては、輸出が好調だ好調だといつても、ひいてはこれが円相場にかなり、あるいは円相場の水準をある程度変えなければいかぬというふうな論議がまた再燃される可能性というのはいささかあるんじゃないか。

事ほどさういふにこういうふうな要因を考えてみますと、必ずしも輸出の先行きというものが全く不安がないか。通産大臣が言つておられますように、ことし七百二十三億ドルほど達成できるんじゃないかという、たしか主要経済指標は六百十二、三億ドルになつていたんじゃないかと思ひますけれども、そんな、七百二十三億ドルですかも果たして達成できるかということになると、かなり輸出についても不安があるんじゃないかというふうには私は見るわけでありまされども、その点についてはいかがでございしますか。

○青木(慎)政府委員 ただいま御指摘のような問題点が輸出にあることは確かでございます。一つは、一番最初に御指摘になりましたように、在庫の積み増しではないかということでございますが、在庫の積み増しのために家電なり自動車なりの輸出が伸びていることは事実でございますが、非常に向こうの消費需要が強いこととございします。若干の在庫積み増しが終わった後衰えてくることも想像されますが、一方アメリカなりドイツ、日本、その他先進諸国の景気が回復してまいりますと、そこに対する輸出が進展途上国の方に及んでまいります。それがまた日本の輸出を伸ばしていくというふうな複雑な関係もございします。必ずしもそれだけを悲観的に考える

必要はないかと思ひます。

それから輸入制限問題につきましては私も非常に憂慮しているところでございますが、これはなるべく先進国の間でそういうことを起こさないようにというのをわれわれも努めておりますし、昨年ランブイエの主要国会議で各国首相が議論されたときも同じような問題がございましたように、極力そういうことがないように今後外交努力を続けていく必要があるかと思ひます。

それからアメリカの設備投資が伸びてないんじゃないかということでございますが、いま伸びておりますのは家電、自動車のような消費財が多いわけでございますが、伸びないと申しまして、だんだん設備投資というのは伸びてくるでございましょうし、それから鉄鋼その他の原材料の世界的な在庫がだんだん減つてまいっておりますので、これも必ずしも今後明るくないというようなことでもないかと思ひます。

それから一方、日本の物価も落ちついてまいりましたために、明るい材料といつしては、プラント輸出のたぐいの引き合いが非常にふえておりまして、実績もだんだん伸びておりますので、商談が成立した後、今後その関係の出荷もふえてくるという見通しもございます。

それからこれあわせて考えますと、輸出についていろいろ悲観的な要素と楽観的な要素と両方ございますので、大体私どもの想定しているぐらいのところまでは行くんじゃないかというふうに現在判断しております。

それから、外貨があまり過ぎて円高になつて、その影響で輸出が衰えるんじゃないかという考え方もございまして、一方若干円高になりまして、今度は日本の輸入いたします食糧なり原材料なりの価格が下がつてまいりますので、これもただそれだけの影響ということではございませんで、いろいろ総合判断いたしてみますと、私どもが当初予想しました輸出程度は、いまのところ判断すれば出てくるんじゃないか。これをはるかに上回るといふ意見もございまして、この辺はまだ私ども

も確信は持っていないという段階でございます。

○佐藤(親)委員 特に大臣にお伺いしておきたいのは、最後の点の円の交換比率と申しますか、問題であります。特に輸出が好調になつて、ことし四月も七億五千万ドルの外貨保有の積み増しだといふことになつてきて、これは二月もそのくらい七億ドル台ということになつてきますと、またまた、これは円が強い方がいいか、弱い方がいいかという議論はいろいろありますけれども、いづれにしても円相場、現在一ドル三百円程度でいっているものがまた大幅に大きな外圧を受けるんじゃないか。円がどのくらいの高さがいかに、安さがいかにということは、これは非常にむずかしい問題でありますけれども、その点について大蔵省として、いまの外貨保有に對する問題については何らかの問題意識をお持ちなんですか。

○大平(國務)大臣 問題意識を持っておりますかというところでございますが、その点につきましましては、結論として現在の国際収支の基礎収支の傾向を長期的にわれわれが判断した場合、大きな不安を感じていないわけでございますので、いまの為替政策を特に変えなければならぬとは考えておりません。

○佐藤(親)委員 この問題が本題ではありませんので、これ以上このことについては触れませんが、その次に設備投資の動向でありますけれども、月例経済報告によれば下ばりどまりの気配、こういう表現がされていられるわけでありまして、一番最近された日本興業銀行の設備投資動向調査なんかを見ますと、名目で六・三％の増、実質一・三％の増という発表が四月になされていられるわけでありまして、政府の主要経済指標では、設備投資の成長率を七％増と見込んでいられるわけですね。果たしてこういうふうなことから考へて、設備投資について政府の目標どおりに行くような情勢なのかどうか、その辺の認識は、判断はいいかがでございませうか。

○青木(徳)政府委員 設備投資につきましては、最近いろいろな機関がアンケート調査を発表しておりますが、ただ前の時点に比べまして、大体各種のアンケート調査が上方修正しておりますので、私どもは少なくとも名目七％、実質で申しますと二％強くらいの設備投資というものは期待できると考えております。

その指標でございまして、最近の月例の判断の基礎になりました指標は、先行指標でございますが、機械受注でございまして、これが昨年の十一月までマイナスが多かつたわけでございますが、十二月ごろから徐々にプラスに転じておりまして、前年度に對するマイナスの率も減つてきております。こういうところから下ばりどまりという判断をいたしましたわけでございますが、これは二・四半期くらいおくれで実際の設備投資に及んでまいりますので、現在のところ、私どもの見通しからいいます設備投資は期待できるといふふうに考えております。

○佐藤(親)委員 次に個人消費の問題でありますけれども、これがGNPに約六割弱占めるということでも、非常にその動向が重要なわけでありまして、月例経済報告を見る限りは、二月の全国百貨店販売額が前年同月比で一五・七％の大幅増で、一月の増加率八・五％をはるかに上回つていて、こういうことで個人消費もかなり上向いてきたと見ていられるわけですね。

ところが、これは新聞の記事でありますけれども、三越の岡田社長に言わせると、この伸びたというものは冬物のバーゲンが非常によく売れたんだということ、それからことしの二月というのはうる年だったので五回日曜日があつた、こういうようなことであつて、必ずしも本質的に個人消費が盛り上がったというふうに見るのには、どうも売つていられる側の消費者と直接つながっている人々から見ると、自信が持てないということが指摘をされていられるわけでありまして、特に今度の春闘が、これはどういう数字を使つたらいいのかわかりませんが、やはり八・八という数字を使うのが一番適當だと思ひますけれども、八・八に押さえ込まれた、こういったようなことになつてきますと、どうしてもこれは節約型の消費が今後も続いていく。しかも減税はなかつたわけでありまして、そういった意味から考えますと、個人消費というものが景気の下支えをするにはある程度あるけれども、個人消費自体がこれから伸びて景気を押し上げていく、こういう要因にはなり得ないんじゃないか、こういうふうに見ざるを得ないと思うのでありますけれども、この春闘との関連を考へて大蔵大臣ないしは経済企画庁はどういうふうに見ていらつしやいますか。

○青木(徳)政府委員 ことしの春闘がどれくらいの相場に落ちつきましかは、まだ若干時間がかかりますので、私どもとして明確なことを申し上げるわけにはいかないのですが、私どもの個人消費をばじました基礎を申し上げますと、雇用者所得を名目でございまして、一・二・八％増というふうに見ております。雇用者所得が一・八％増というふうに見ております。雇用者所得は一・八％というふうに想定したわけでございます。

この一人当たりの雇用者所得と春闘との関係でございますが、一人当たりの雇用者所得には賃金以外のものも入つておりますが大部分が賃金でございまして、その賃金の中でボーナスと時間外給与が入つたものが一人当たりの雇用者所得になるわけでございます。春闘はそれを除きました所定内給与の計算でございまして、したがって、五十一年度のうちに私どもが景気の回復を想定いたしました、通常時間外あるいはボーナスというのは伸び率が低いというふうになつてきますので、いわゆる春闘の基礎になります所定内給与というものは一・八より相当下回るものというふうに想定しておるわけでございます。したがって、そういう景気の回復に伴う雇用の増、ボーナスの増、時間外の増という要素を考えますと、私どもの想定しました一・二・八という雇用者所得はそれほど高く想定したものとは思つておりませんが、おおよそ、びたり当たるかどうかは別にしまして、おおよ

むねこの辺の見当にいくんではないかというふう
に考えております。

それと個人消費との関係でございますが、個人
消費は私どもはこれが景気を促進するというふう
に考えておるわけではございませんので、ほぼG
NPの伸びと同じくらしいの伸びということでござ
いまして、景気をそのまま下へ引く要素でも
なければ上へ上げる要素でもない、大体中立的な
需要項目として五十一年度は想定しておるわけ
でございます。

○佐藤(観)委員 逆のことを言いますと、預貯金
の伸びがこの一月から三月非常に多かった。これ
はもう数字を挙げるまでもないと思うのでありま
すけれども、とにかく最高の伸びがなされたとい
うようなことを考える。それから主要経済指標で
個人消費支出の伸びを三・七％というところで想
定をしていることから考えても、いま雇用が一％
ふえるとしても、一人当たりが一・八％の増とい
うのは、春闘のいま言った相場、それからいま
国民的な貯金に大半が回つてしまつて先行き
不安、こういったことからいくと、とてもこの主
要経済指標の目標どおり個人消費が九十六兆一千
五百億と、こういうような数字が達成できるとい
うふうには、私はどう見てもそう思えないわけ
でありますけれども、その点いかがですか。

○青木(慎)政府委員 ただいま先生の御指摘のと
ころは消費性向と申しますか、貯蓄性向と申しま
すか、可処分所得のうち消費に幾ら回るかという
問題かと思ひますが、現在日本の消費性向と申し
ますのは非常に低いわけでございまして、オイル
ショック以来やはり二ポイントぐらゐ下がつてお
ります。この消費性向が下がっている理由、いろ
いろございすけれども、一般に言われておりま
すのは、一つは経済の先行きに對する不安が一つ
と、それから物価が非常に上がつておりますのに
對する抵抗と申しますか、そういう方面から来る
影響ということが考えられております。私ども
は、五十一年度や景気が上向いてまいりまし
て、なおかつ物価が安定してくるというふうに考

えておりますので、これはむしろ上る要素があ
るのではないかとこのように想定しております。

いすれにしても、計算としましては、○
数％というぐわすかの増を見ておりますけれど
も、それほど過大に評価してゐるとは考えておら
ないわけでございます。

○佐藤(観)委員 数々の指標は大方大体経済企画
庁がつくられるのですから、それはそう違う
というふうには言えるわけはないわけで、ただ私
はいろいろな意味から疑問を呈しているわけ
です。

そこで、大臣に問だけこのことについてお伺
いしておきたいのは、御存じのように春闘がまだ
仲裁裁定が出てゐるわけではございませんので、ど
の数字を使うのが一番適当かどうかわかりません
けれども、八・八に若干、○・何ポイントプラス
をするというぐらゐのことになるのではないかと
思ひますけれども、こういうことで、しかも減税
なしでありますから、伸びた分の約半分は所得税
と地方税に取られると見なければいかぬ、こうい
つたようなことを考えますと、個人消費の伸びと
いうのが果たして本当に達成できるかどうか、ま
さに政治的な立場からいって、どういふふうにな
らんになっておりますか。

○大平(國)務大臣 由來、経済学というのは沈うつ
の科学と言われております。つまり、インフレは
避けなければならぬ、雇用は確保しなければなら
ぬとこの二つのことを同時に達成した経済
学はなかつたわけで、その中間においていゝんな
工夫を人知の及ぶ限りやつておるのがいまの姿で
ございす。

今日の個人消費の問題にいたしまして、個人
消費を拡大する、そのために減税もやるべしとい
う議論も確かに一面において成り立つわけでござ
いすけれども、それは、景気政策の上から申し
ましてそれによらなくて達成する道があればな
いわけでもない、あるいは財政政策の上からは
まそういふことは許されないのではないかと
立場を私どもとておるというところは、たびたび

佐藤さんにも御説明申し上げたとおりでございま
す。

そこで、いま企画庁からお話がありましたよう
に、ともかく個人消費に大きな期待を寄せてない
けれども、政府がいまもくろんでゐるぐらゐのと
ころは確保できるのではないかとこのようにござ
います。しかし、あなたのおっしゃるやうに、も
しそれがある程度達成できないということになつ
た場合におきまして、一面におきましてそのこ
とが雇用の増大あるいは労働時間の拡大につな
がる、あるいは設備投資の拡大につながるというこ
とを通じて景気の回復をもたらすことになるわけ
でございますので、全体といたしまして、私は、
五十一年度の経済のバランスを考へる場合におき
まして、多少そこに出し入れがございまして、
全体として政府がいま見ておるところはどうにか
達成できるのではないかと、また達成できるように
私ども政策をあんばいしていかなければならぬの
じゃないかと考えております。

○佐藤(観)委員 そうしますと、いまの御答弁か
らはつきり聞き取れなかつたのでありますけれど
も、今度の春闘相場というものは、経済成長五・
六なら五・六を達成する面においても、あるいは
経済全体のバランスを、雇用をふやすとかさうい
つたバランスから考へてもまあまあ適当な数字で
はないかというふうな判断なさつてゐるというこ
とですか。

○大平(國)務大臣 春闘の相場についての評価とい
うのは、これは労使が決めることでございまし
て、政府の立場でコメントすることは不謹慎で
ございすから、私はそういうことはいたしたくな
いわけでございます。

ただ、経済的な問題といたしまして、これが個
人消費との関連におきまして佐藤さんがおっしゃ
るやうに若干マイナスのフアクターになる部分が
ありとすれば、それはほかのフアクターによつて
補われる経済的な理由づけができないこともなか
らうというのを申し上げておるにすぎないわけ

でございます。

○佐藤(観)委員 もう一つだけ触れておきま
す、今後の物価の動向の問題なんですけれども、
消費者物価も二月に對前年同月比で九・八％増と
いうことですけれども、大臣の政治感覚というか
庶民感覚と申しますか、確かに福田さんは予定ど
おり一けたで達成できたんだ、達成できたんだと
言つてゐるけれども、まだまだこれが預貯金の金
利をはるかに上回つてゐるという現状ですね。こ
れについてはどういふふうにお考へになつていま
すか。

○大平(國)務大臣 オイルショックを初めとい
まして、相当大きなショックを日本経済が内外に
わたつて受けたわけでございまして、長い不況で
ございまして、一時は大変な混乱状態も招いたわけ
でございます。それからいま立ち直りのプロセス
にあるわけでございまして、そういう背景におい
て問題を考へてみますと、確かにいまの状態とい
うのは、それだけを考へてみますと、決して満足
すべきものでないことは御指摘のとおりでござ
いますけれども、そういう大きなショックの中
の立ち直りの過程といたしましては評価していい
経過をたどつてゐるのではないかと申すのでござ
います。しかも、先進諸国の中でも五十年は唯一
の成長を記録した国であり得たし、こんな資源に
恵まれない国が、ともかく経済に破綻を来すこと
なくこの危機をその他の先進国に先駆けて突破し
つつあるわけでございすから、そういうやうな
点から考へますと、いまのときばえは、それ自体絶
對的に満足すべきものとは思ひませんけれども、
そういう背景から判断いたしますと、野党の皆さ
んからも評価していただけて過當ではない
と私は考へます。

○佐藤(観)委員 だから、私が特に申し上げたの
は、預貯金の金利との比較なんです。貯金をして
いてもどんどん目減りをしていく。一時のやうに一
六％の消費者物価というのでは足りないけれども、評
価はどうあれ短期的に二けたを割つたことは事実

です。事実だけでも、いまだに預貯金の金利よりも高い消費者物価指数だ。これは貯金をしていても、一緒にあれば何とか維持はできるけれども、それ以上に目減りをしていってしまうという情勢ですね。恐らく大平さんの頭の中には、これからの経済運営を考えていくと八・八という数字にしたって、いま郵便貯金にしても銀行預金にしてもこれ以下でありますから、八・八という政府の目標が達成できたとしてもなおかつ預金は目減りをしていくことになるわけですね。このことについてはどうお考えになりますか。全体のマクロの話は大平さんの言われることでわかりました。わかりましたというのには理解しましたという意味であって、そのとおりでありますと評価するわけでは無いのです。しかし、政府の目標よりも消費者物価指数が高いということ、これはもう一度、昨年ともさん論議をしたような何か別建ての預金、こういったものをもう一回考えていかなければならぬではないかというところは私は考えるのですけれども、預貯金の金利と比較しての問題はいかがですか。

○大平国務大臣 私は佐藤さんとちょっとその点見解を異にするのです。預金の金利と物価を一緒にいたすべきでないと思うのです。そのことを言われますと、物価が上がるに金利をつけるということはおかしくなっているわけではございません。そういうことではなくて、金利というのは資金の需給関係から出てくるわけのものでございますから、金利と物価というのは全然別な話なんでございます。

ただ常識的に申しまして、あなたが言われるように、物価が預貯金の利子、金利の水準よりも高いというようなことは物価水準としては好ましくないという立論は、私は確かに成り立つと思うのでございます。したがって、その点はそれより低目にあつてよろしいと思うのでございますが、それに対しては一つ条件があるのです。何となれば、先ほども経済学の課題として申し上げました

ように、たとえば雇用の維持、拡大、あるいは平たく申しまして行財政の水準をどう維持していくかというところでございまして、物価を下げるということだけでございしますならば、そのことを追求するのでございしたらあるいは可能かもしれませんが、物価を下げることは、政府の手でやれということではございします。ただ、物価を下げるということでは、雇用も維持しながら、いろいろな諸政策を円滑に実施しながら、しかも物価を下げるなければ意味がないわけではございまして、こういう大きなショックから脱出の過程にあるわけではございまして、しかもいろいろな政府に対する要請にもこたえながら物価を下げていくということではございします。そういうことを充足しながらあなたのおっしゃるように預貯金金利よりも低目に物価を抑えるようにできるだけ早くもっていかないと、またもっていくように努力しなければならぬじゃないかというところにつきましては、私は全幅的に佐藤さんの所論に賛成でございます。ただ原理的に物価と金利を混同されることについては、いささか私は同感いたしかねます。

○佐藤(観)委員 私は物価水準と金利を混同しているわけではなくて、大臣が前段言われましたように経済学的に金利というのは需給バランスで決まるわけですから、それは確かに別のもの、物価は物価で別の需給関係で決まるわけですから、これはまた別のものである、そのことはわかるわけではあります。しかしいま庶民、国民が貯金をしていく大半というのは、やはり老後に備えていくという蓄えであるわけですね。その意味においては、確かに用語としては物価と金利というものは必ずしも同一視される経済用語じゃないけれども、現実には国民が預金をしていくというのは将来に備えてである。将来家を建てる場合もあるし、病氣もあるし、子供たちの学校の問題もある。ところがその備えが物価上昇で減っていくってしまふ。蓄えても蓄えてもそれが目減りしてしまふ、維持さえできないということについては、これはやはり政治が考える分野だと思ふ。経済用語

として大臣の言われることは私もわかります。わかりますが、政治の分野としてはこれを維持なりしていくことは最低の義務じゃないだろうか、大臣の言われる条件もわかりますが、思うわけではあります。

そこで私は、これはきょうの本題ではありませぬので横道にそれたようでありますので、これ以上申し上げませんけれども、やはり別の預貯金というものの、つまり全く少額のもの、行政的に事務的に名寄せをどうするかどうかという非常にむずかしい問題があることは私もわかっておりますが、このあたりで預金目減り対策というものをもう一度考える必要があるのではないかと、ただ申し上げておきたいと思ふのです。

もう一つ、先行きの経済動向で問題なのは物価の動向の問題です。これはもう決して樂觀を許さない。二月が前月比〇・七％上昇、三月の前旬比が〇・二％上昇、中旬が〇・一％上昇、このままいきますと年率に直すと七・八％の物価の上昇になるんじゃないかというふうな計算になつていくわけではあります。この主たる原因は通産省の現在の減産指導にあるんじゃないかというところが日銀の總裁あるいは福田副総理もかなり指摘をしていくわけではあります。この点について経済企画庁としてはどういうふうに判断なさっておりますか。

○青木(慎)政府委員 確かに現在の卸売物価の上昇率は御指摘のとおりやや高目ではございまして、このままずっと一年いきますと、非常に高いことになることは御指摘のとおりでございます。ただ私どもはこれがこのままずっといくとは考えておりませんので、ある段階で落ちついてくるものと考へておりますが、それにしまして現在操業率が非常に低いわけではございますから、ある段階までいきますと、もう少し落ちついた姿に移っていくものと考へております。

それから減産指導のことではございますが、減産指導につきましては、これだけ需要がついてまいりますときには、必要に応じだんだん外していく

のがたてまえでございまして、私どももそういうことを要望したいと思ひますし、通産省も大体その方向でだんだん減産指導を外していくという方向で、行政指導の動きがそうなっているように考へております。

○佐藤(観)委員 景気問題そのものがきょうの課題ではありませぬので、一応いま申しましたように、私は四つの点について若干疑問を差しはさみながら財政当局の認識をお伺いしたわけでありまして、けれども、こういうように大臣のお考えでは経済成長としては大体実質五・六％達成できるのではないかと、ある意味ではそう言うのは当然かもしれませんが、そういうふうに認識なさっていると理解をして、先に進んでよろしいですね。

○大平国務大臣 結構でございます。

○佐藤(観)委員 そこでそれを踏まえて、ことはそういったようなことで、政府が決めた主要経済指標を目指してほぼ進んでいるという前提に立つて話を進めていきたいのでありますが、それは予算委員会に二月六日出された中期財政展望の問題です。

まずお伺いしておきたいのは、この中期財政展望、正確に言いますと五十五年度までの財政収支試算というのは、一月二十三日に閣議了解された「昭和五〇年代前期経済計画概案」をもとにして経済成長率、公共投資の規模、振替支出の比率、租税負担率、こういったものを一定の条件のもとで考へて、昭和五十四年ないしは五十五年の赤字国債をゼロにするためにはどのような財政収支にしたらいいか、こういうようなものを試算したものだ、したがって、閣議了解された「昭和五〇年代前期経済計画概案」というものを下敷きに敷いて試算されたものだ、こういうふうに理解してよろしいですね。

○大平国務大臣 仰せのとおりです。

○佐藤(観)委員 そこで問題になつてくるのは、この試算の性格なんでありまして、条件の中で、公共投資と振替支出が、閣議了解された

「五〇年代前期経済計画概案」と若干数字が違ひのであります。そのことはおきまして、その閣議了解された「昭和五〇年代前期経済計画概案」これでは公債政策についてどういふことが述べられておりますか。

○高橋(元)政府委員 ただいま御指摘の「昭和五〇年代前期経済計画概案」の中に「公債政策」という項目がございまして、「公債政策の活用にあつては、建設公債原則を基本とする。過渡期においては特例的措置をとらざるを得ないが、できるだけ早く特例公債に依存しない財政に復帰するものとする。また、発行条件の弾力化、消化層の拡大を図るとともに、公社債市場の整備をすすめ、市中消化原則を堅持する。さらに、長期的観点からの公債管理政策の確立を図る。」こういうことが書いてあります。

○佐藤(親)委員 そこで、それに基づいて、つまり、あくまで公債政策の原則というのは建設公債である。公債政策の活用にあつては、建設公債原則を基本とする。しかし、過渡期においては特例的措置として、なるべく早い機会に特例公債に依存しない財政に復帰するものとするということを受けて、昨年の野党側の問題点の指摘もあつて、この中期財政展望というものが出てきたのだ、こういうふうな理解してよろしいですね。

○大平(親)大臣 そういふ御理解で結構と思ひます。

○佐藤(親)委員 それでは、中期財政展望、つまり五十五年度までの財政収支試算、これはあくまで試算でありましても、試算というものは、五十四年ないしは五十五年に赤字国債をゼロにするということと試算をされているということとは、先ほど言った「昭和五〇年代前期経済計画概案」に沿つて、特例公債に依存しない財政に復帰する時期の目標をこの試算によつて明示をしたのだ、こういうふうな理解をしてよろしいですか。

○高橋(元)政府委員 財政収支試算には御承知のとおり二つのケースがございまして、

一つは、概案の中の諸指標を手がかりにして、五十五年度の経済、中央地方を通ずる財政というものの姿が書かれておりますので、それに向かつて一般会計を一定のルールで算出をいたしまして、五十五年に向かつておおむね均等にその数値が推移すると考えたものがケースⅠでございまして、ケースⅡと申しますものは、五十四年に特例公債の発行をゼロにするために税収を五十四年度以前について増加のスピードを早くした場合は、この二つの場合を試算してあるわけでございまして、

いずれのケースが実際に望ましいケースかというところになりますと、特例公債をできるだけ早くなくしていくべきであるということからすればケースⅡの方が望ましいわけでございまして、実際にどちらのケースに落ちつくのか、どちらをその基準としてやっていくのかは、今後の景気の動向を考へながら財政運営の適切を期していきたい。そのための手がかりとして二つのケースを出しておるといふことでございまして、

○佐藤(親)委員 その中身についてはまた後で細かに伺ひますが、私のお伺ひしたいのは、いま言ったように、閣議了解された「昭和五〇年代前期経済計画概案」あくまでこれを下敷きにして、数字もほぼこれを使い、そして中期財政展望というのを試算をしてみる。その試算をしてみる場合に、五十四年か五十五年に特例公債をゼロにしようというところで試算をしたわけですね。すると、五十四年か五十五年で特例公債をゼロにしようとして試算をしたというところは、ある程度、五十四年なり五十五年には特例公債に依存しない財政に復帰をするという展望を持っていたのかどうなのかということなんです。中身についてはまたお伺ひします。

○高橋(元)政府委員 いまお話のございました一月二十三日に閣議了解されました概案、その五十五年度の姿というものがおおむね示されておりますが、その五十五年度の姿を一般会計に翻訳をいたしますと、五十五年度には特例公債に依存しなくても済むという財政状態があらわされておるわけ

でございます。将来を見通しますときに、いかなる経済のフレームワークに基づいてやるかということとは非常にむずかしい問題でございまして、ただ、一月二十三日の概案の数字をもとに推定をいたしますと、特例公債がないという財政の状態になつておる、そういうことに御理解をいただきましたと思ひます。

○佐藤(親)委員 前回の大蔵委員会でも、五十五年をゼロにした場合に、あとの五十二年、五十三年、五十四年は、変な言い方をすれば均等分割されて、下から積み上げた数字ではなくて、五十二年、五十三年、五十四年については、五十五年を特例公債ゼロにするという想定のもとで、簡単に言えば均等分割した数字であるという説明があつたのです。それはそれで私は方法論としては了解するわけですね。

私はその中に入る前にお伺ひしておきたいのは、ここで中期財政展望として五十四年ないし五十五年には特例公債に依存しないという試算がされておるわけですが、これは閣議了解された概案を下敷きにして、その数字も使つておる限りは、中期財政展望というものは、大平大蔵大臣としては五十四年ないし五十五年には特例公債依存率ゼロだということが政治的な責任として発生をしたというふうなことを考へるが、そういうふうな了解をしていいか、こういうことなんです。

○大平(親)大臣 そういふことを政治的な目標として追求すべきであると私は考へております。

○佐藤(親)委員 それだけははっきりしたお話がございまして、少しその細部に移らしていただきたいと思うのですけれども、今度出されました特例公債の第一条の趣旨というところを讀むと、いわゆる特例法というものが特例ではなくてかなり通例法になりつつあるんじゃないか、その認識もかなり変えていかなければならぬじゃないかというふうな考へざるを得ない点があるわけであり

ます。

一月の十九日に出版されました財政制度審議会の五十一年度の赤字公債発行についての意見という

のがありますけれども、ここに発行の目的を書くべきであるとして、その中に「特例公債発行のための法案について」とあつて「(一)五十一年度の特例公債の発行は、五十年の落ち込みの回復を期待できない五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、適正な財政水準を維持し、国民生活と国民経済の安定に資するためにこれを行うものである。その旨を法律上明らかにすることが望ましい。」というふうな意見が出されておりました。その「適正な財政水準を維持し、」以下がこの五十一年度の特例公債の第一条の趣旨のところ

にそのまま入つておるわけですね。そのまゝ入つておる。

こういうことになりまして、今度の趣旨を讀む限りは、歳入不足を補うための赤字国債の発行というものは正當化される、いままでの場合はあくまで財政法第四条が原則であつて、全く特例であるといふことであつたわけでありましても、この趣旨にはつきりといふ書かれたといふのは、異例中の異例という措置じゃなくて、赤字国債は税収が上らない場合にはいつてもやむを得ないんだ、こういうふうな理解させるようなこの第一条の趣旨になつておると思ひます。これは財政法の根本に触れる非常に重要な問題だと思ひます。ありますけれども、その点は一体どういふふうにお考へになつておるのですか。

○高橋(元)政府委員 ただいまのお話のございました財政制度審議会の報告、一月十九日でございますが、その冒頭で、この公債発行の特例措置についてなぜ報告をするかということが書いてござ

います。

それは「五十一年度の経済は、五十年の多額の租税収入の落ち込みの回復を期待できる情勢にはないものと考へられ、また、大幅な歳出の前減や一般増税を行うことも適切な時期ではないと考へられる。」そこで「五十一年度の財政は、歳入、歳出等の見直しを行い財政の建直しを地盤を固めつつも、適正な財政水準を維持し、国民生活並びに国民経済の安定をはかつていくために

は、特例公債の発行に依存せざるを得ない状況にあるものと考えられる。公債発行はあくまで財政法四條の建設公債の原則というものが定められているところであり、すけれども、こういった五十一年度の経済及び財政の状況を考えると、「この基本原則の特例として、五十一年度において特例公債発行の授權を求める立法を行うことは、当面の財政運営のため必要にしてやむを得ざる措置である」と考える。それがたゞいま佐藤委員からお示しがありました財政制度審議会報告の出でまいたつたやうであります。

そのことを受けまして、五十一年度の公債の発行の特例に関する法律の一条では「五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、」特例に関する措置を五十一年度について決めるという趣旨になっております。したがって、財政法の四條のたゞし書きにありますが建設公債の原則というものをあくまで原則として置きまして、五十一年度の当面の財政の運営のために歳出を維持し、それから歳入を補うためにやむを得ず発行する特例中の特例の法律であるという性格を備えておるといふふうに私どもは理解をいたしておるわけでございます。

○佐藤(親)委員 五十年のときには、この趣旨というものはなかつたわけですね。ここで財政制度審議会の答申を受けて、この趣旨が第一條に入ってきたというところ。それから、一応このことは高橋次長の答弁で確認をしておきたいわけでありまして、とにかくあくまでこれは特例法なんであつて、あたかも財政制度審議会の答申のように、税収の落ち込みがあればこれはもうやむを得ないんだ、いつでも当然なんだというふうな受け取られるようなことについては、あくまで財政法第四條の建設公債が基本であるという点だけは踏まえていかなければいかぬと思ふのです。

もう一つ、この財政制度審議会の報告の中に、これは私もちょっと触れた問題なので触れなければいかぬと思ふのですが、公債の書きかえの問題

であります。この報告によれば、公債の書きかえは、つまり特例公債の場合には、特例公債の場合といへども、償還の計画というが、行政上借りかえをするかしないかは国債整理基金特別会計法の第五條によつて政府に授權をされておるんだ、したがつて改めてこれは書く必要はないんだ、政府もそれをみずから縛る必要はないんだというふうな述べられておるわけでありまして。しかし私は、この借りかえを行わない、特例公債については十年で全額償還をするというところは非常に重要なことであると考えておりますので、その意味で前国会のときに質問をし、今度の法律案に入っているわけでありまして。

ところがこの報告の解釈としては、国債整理基金特別会計法の第五條に「政府は国債ノ整理又ハ償還ノ為必要ナル額ヲ限度トシ起債スルコトヲ得」ということが入っているから、特例公債といへども、すでにその借りかえをするかしないかは政府に授權をされておるんだという解釈になっておるわけですが、このことは私はどうも理解ができないわけでありまして。現在はそれは入っているからいいわけでありまして、私にはこの解釈、財政制度審議会の解釈というものはおかしいので、国債整理基金特別会計法ができたのは明治三十九年でありまして、このときには、いわゆる赤字国債というものは認められておるわけですね。それが戦後財政法四條自体も書きかえが行われて、建設公債が認められるようになったわけでありまして、それから、そのことからすれば、この財政法四條を基本としておる限り、この国債整理基金特別会計法も、あくまで財政法が主であつて、その受け入れ機関としての国債整理基金でありますから、当然この国債整理基金特別会計法の第五條というのは、財政法四條が期待をしておる建設公債のことまでしかこのことは考えていないんだ。あくまで特例公債については、そのときそのときによるこの審議と申しますか、政府の約束と申しますか、それによるんだと、こう理解をすべきだと私は思ふのです。これはだれに答えていただいた

らいいの。高橋さんになるのかと思ひますけれども、そういう理解なんじゃないですか。あくまでこの財政法四條で建設公債は認められた、それを受けて国債整理基金特別会計法で借りかえもできるというふうになつておるわけですが、特例法という財政法四條にない国債が出された場合には、この国債整理基金特別会計法は必ずしもそのことを予見をしていないわけでありまして、それは財政制度審議会の言うように、すべてが政府に、借りかえをするかしないかは政府にまかされておるんだという解釈は、私は法律上からいって、おかしい解釈ではないかというふうに考えるのですが、いかがでございますか。

○高橋(元)政府委員 国債整理基金特別会計の所管になつております国債と申しますのは、財政法四條の国債だけではないと申して、戦前国債も入つておれば、交付公債も入つておれば、借入金も入つておるわけでございます。先生、特例公債というものは四條公債と別個の償還上の処理をしていくべきであるという御指摘でございますが、そのことにつきましては前国会以来、またこの国会におきましては大蔵大臣そのほかからその方針について申し上げておるわけでございまして、この審議会の意見として三つ書いてございまして、

一つは、いまおっしゃいましたように、国債整理基金特別会計法の五條によつて借りかえを認めているのは、公債管理政策の機動的運営の必要から大幅に政府に、そのときそのときの金融情勢、財政状況等を勘案して、借りかえによる現金償還によるかを決めていかなさいということに授權しておりますというところでございまして。しかしながら特例公債について政府が借りかえをしないという方針を法律をもつて明らかにするということであれば、その趣旨は、今後、できるだけ速やかに特例公債依存の財政を克服するとともに、特例公債の満期時にその全額を現金償還することに、政府の決意を示すことにあると考える。これは財政制度審議会自体がそういうことを言つておるわけ

でございます。私も財政制度審議会に意見を求めました趣旨も、まさにこのいま申し上げたパラグラフによつてお願いをしたわけでございまして、その政府の決意を示すという考え方はわかると、そこで、それを法定する必然性はないけれども、つまり国債整理基金特別会計法というものが、国債の債務についての一般的な処理を決めた法律でございまして、その中の五條が借りかえについて政府に、金融情勢、財政の状況等を勘案して広範な授權を行つておるわけでございます。したがつて、そういうことを考えますと、法定する必然性はありませんけれども、立法政策の問題として財政の節度を示すという観点で今度お願いをいたしております法律の五條のような規定で法定をするのであれば、その意義はむしろありますというところを言つておるわけでございまして。

○佐藤(親)委員 高橋さんの言われる後半の部分、私も理解をするわけです。しかし問題は、その原則となつておる。確かに国債整理基金特別会計法というところの国債というのは、財政法四條の建設公債だけでなく戦前国債もある。しかしそのときにはその範疇というものはあくまで、最大にあるのは財政法四條の建設公債であり、戦前国債であり、つまり特例債というものはこの時点においては国債整理基金特別会計法では予見をしていないわけですね。予見をしていないから別個の特例法案という法案を出すわけでありまして、国債整理基金特別会計法というものがあくまで特例債も含めて処理ができるんだという考えというものはおかしいのではないかと。この財政制度審議会の報告というものはあくまで——これも公債管理政策の機動的運営上の必要から国債整理基金特別会計法第五條の規定によつて特例債も、借りかえをするかしないかということも含めて政府に授權をされておるんだ、それは政府の管理政策の問題なんだ、こういう言い方になつておる。このところに私は疑問を感じておるわけです。後の方の立法政策その他のことはわかりません。しかしあくまで国債整理基金特別会計法で言つておる国債というのは

はさらに充実できるのだ、こういうことになるわけですね。つまり、もちろん社会保険ですから一部は企業が負担するものもあるわけですが、その国民の負担負担率、それと政府の負担負担率、これが合算して、テンポは従来ほど早くはないけれども、ある程度充実をしていく、こういうことになるわけですね。

○高橋(元)政府委員 社会保障が充実してまいるというところでございますが、国民所得比でよく議論されておるわけですが、国民所得比が低いことがよく問題になります。これは高齢人口が非常に少ないと年金が成熟していかないというものの反面でございまして、制度自体の持つております給付水準としては西欧先進国と日本の制度とは遜色がないというところは、昨年の財政制度審議会の報告等でも明らかにされておるところで、私もはさきように承知しておるわけでございます。

今後人口の老齢化が進む、それから年金制度の成熟が進むという段階に向けて現在の制度が動いていきますならば、それは社会保障の西欧先進国水準というものに数字的にも近づいてまいるといふものだといふふうに考えます。四十年代の後半に社会保障費が一般会計で非常に伸びてまいりましたのは、一つは賃金、物価の名目の上昇というものが激しかったということ、もう一つはそういう制度水準の引き上げというものが行われたというところでございまして、今後は達成された制度水準というものが内容が安定的についてまいるという形で、社会保障の充実という結果をもたらすことができるというふうに考えております。

○佐藤(親)委員 これは今後の社会保障のあるべき姿とも関連してきますので、これだけ詰めても大分時間がかかりますからこの辺でやめておきますけれども、いずれにしろ、国民負担の方もかなり大きくなつていくということは否めないのではないかとおもうのです。

それともう一つは税収の問題です。今度の試算によりまして、税収の租税弾性値は一・六ないし

は一・七六ぐらいははじかれておるわけですね。ところが、四十五年から四十九年の平均の弾性値が一・三九ということになっておるわけですが、今度の試算でははじかれておる一・六を超えた租税弾性値というものは過去にあるわけですか。

○大倉政府委員 過去十年さかのぼつてみますと、一・六を超えたという年は四十八年だけでございまして。四十七対四十八は一・八四という経験をいたしております。

○佐藤(親)委員 そのときはどういふ情勢だったのですか。

○大倉政府委員 四十七対四十八は、たとえばGNPは前年度比で二・二%伸びたというふうな非常な好況の年でございまして、この前提に立つて見れば、とてもこの試算に出ておるような一・六、ましてや一・七六というふうな租税弾性値が実現できるという可能性は、いまの税制においては、いまの税制においては、あるいはこの試算が予定をしておる経済成長下においては無理である、こういうことになりましてね。

○大倉政府委員 弾性値は年ごとに非常に上下にふれますので、ある年がどうなるかということ、これは、これはやってみないとわかりません。わかりませんが、いまの租税のシステムで、五年という期間を通じて、しかも年平均で一・六という弾性値の税収を期待するということは、私は無理だと思ひます。

○佐藤(親)委員 そこで、あくまで五十四年ないし五十五年に特例公債、赤字国債をなくするといふ前提に立つたならば、当然ここで増税を考えなければいかぬわけでありまして、大臣のこの前の委員会での御発言のように、付加価値税についてはまだその段階ではないという御発言がありました。それから、恐らく租税特別措置法については、皆さん方としては、十分洗い直しをしたから、細かい数字のものはあるにしても、これ以上租税特別措置によって大きな増収があるというところにはならぬというふうになると思ひます。

そうなつてくると、一体どういふところに税源を求めていくのか、これは非常に大変な事態だと思ひます。その点については、かなり早急に税制調査会等にもこれは諮らなければいかぬ事態だと思ひます。その点については、どういふことを考えていらつしやいますか。

○大倉政府委員 たしか、前回の当委員会でも竹本委員の御質問にお答えした記憶がございしますが、やはり、この中期財政収支見通しをよりどころにいたします以上、五十五年までのある時点で、どこかの税目で増収措置は考えざるを得ないというところの追ひ込まれておると私は考えます。ただ、それがどの時期であるべきかというところは、これは経済情勢の推移と絡んで考えざるを得ない。つまり、俗に申せば、経済が増税ということに耐え得る体力に戻つてくる時期ということであると思ひます。

それから、税目の問題につきましては、たびたび御質問を受けております付加価値税の問題につきまして、たとえば大蔵省がその導入を決めておるといふようなことはないのでございまして、当委員会でも予算委員会でもお答えを続けておりますように、やはり所得課税、資産課税、消費課税のすべてにつきまして一度全部洗い直しをして、今後どの部門でどういふ負担を求めることができるか、それは別に一つのものに特定するのでなく、場合によつては組み合わせるとかいろいろのことを考えてやつていくよりしやうがないではないか。ただ、その時期がいつであるかというところは、これは繰り返しのようになりますが、五十二年がそういう時期になるかどうかというの、五十二年の経済の情勢がもう少しはつきりしてきてから決断すべき問題であらう、そう考えておるわけでございます。

○佐藤(親)委員 ただ、五十二年度になりますと――私は七、八年ここで税制の論議をやつておるけれども、余り大蔵省がドラスチックにやつた例はないわけですから、租税弾性値一・六、これは現税制ではかなり無理な数字だと思ひます。

ね。そうなつてきますと、かなり国民的コンセンサスを得た増税でないといけない。私は、増税そのものには反対ではありませんが、一体どこに税をかけていくかということが問題だと思ひます。

そこで、いま大倉局長が言われたように、抽象的な資産課税もあります、何の課税もあります、しかし、どれにするか、また時期はいつかというふうな情勢ではないのじやないか。この試算を見ますと、事態はもう少し深刻、しかも五十五年までには全く特例公債ゼロというのは、私はそれをやつても、大蔵省の従来のやり方から見たらむずかしいと見ておるわけですよ。そういうふうになりますと、やはりもう五十二年度から――五十二年と限定していいと私は思ひます。五十二年度は、五十二年がどういふ経済情勢になるか、どうなつていくかわからないからということじゃなく、かなり大きな税目を考えなければいかぬ事態だと思ひます。その意味において、税制調査会の方にこのことについては早急に、あなた方は税調の答申がないと答申がないと言ひますから、この問題についてはこの試算を踏まえて早急に審議をすべきである、私はこういうふうにお考えますが、その点についてはいかがでございますか。

○大倉政府委員 佐藤委員よく御承知のとおり、例年税制調査会は通常国会が終わりましたところ、まず国会での御審議の内容をいろいろ御披露するところから始めております。ことしも大体そういう日程を考えておりますが、まさしくおっしゃいますように、中期財政収支見通しから見ます限りにおいては、いつの時期かに新たな負担を国民に求めることについて十分な御審議をいたさざるを得ない状況だと私は考えておりますので、ことしの夏以降、かなり精力的な御審議をお願いすることにならうと思ひます。

○佐藤(親)委員 私の方も、法人税法、所得税法あるいは有価証券取引税法あるいは土地増価税法等々いろいろ具体的な案があるから、よく検討し

てみてもらいたいと思うのです。

それで、時間の切りもありますので、もう一問だけ関連していることについてお伺いしておきますが、それは国債の償還計画の問題なんです。

皆さんの方から出された試算でも、六十年になりまして五兆九千八百七十六億二千二百万円を返済しなければいけぬ数字が出てくるわけですね。これはもうはつきり、いまから十分確定した数字が出てくるわけですね。六十年度が五兆九千八百七十六億二千二百万円ということになってきますね。それで、一体これはどうやって償還するのか、そのころの予算規模というのは一体どのくらいになるのだろうかということを一度計算されたことがありませんか。

○高橋(元)政府委員 公債の償還につきましては、もう前国会以来たびたび申し上げておりますように、四十二年度にできました国債の償還制度と減債制度というものを基本にしている、それに特例債の償還を終えるまでは剰余金の繰り入れを全額にいたします、そういう形で公債政策の節度を保つてまいりますということでございます。それで現在でもそのとおりというふうに考えております。

六十年当時の予算規模がどのくらいになるかということは、先ほど来お話のありました五十五年の試算、これは閣議了解になりましたマクロの経済と一緒に出てまいりましたところの財政のフレームワークというものを踏まえてやっておるわけでございますが、五十五年から先、さらにいまから六十年先から十年先まで経済がどう動くかということがわかりませんと、算術の問題は別といたしまして、ちよつと具体的な一般会計の規模というものにはじき出すわけにはまいらないと思ひますが、五十五年がたしか四十三兆ぐらゐの一般会計規模になっておると思ひますので、それよりはかなり大きな数字になるであらうということは言えると思ひます。

○佐藤(親)委員 十年先と言うけれども、そう遠いことじゃないのじゃないか。十年先になると、

私は四十四歳でし、大平さんは七十五ぐらゐですか、もう自民党の長老になつてゐるか何になつてゐるかわかりませんが、まだ四十四だと、恐らく私は国会におつてゐるのだと思ふ。そのときに皆さんの方をもう一度思い浮かべたいと思ふのですが、私、きのう予算規模をばいいてみたのです。

一三%ずつの伸び、一〇%ずつの伸びで予算規模をばいいてみましたら、たとえば昭和六十一年の場合に予算規模が約七十三兆円、これは皆さん方の五十五年まではじいたあれよりも若干低めになつておりますが、五十五年二十四兆三千億を基礎にして一三%ずつ伸びたとしたら——一三%は私はちよつと高いのじゃないかなという気がするのですけれども、一三%ずつ伸びたとしますと、昭和六十一年に予算規模が約七十三兆円になつてます。それで償還しなければいけぬ国債が、建設国債の借りかへ債も、それから特例公債も含めまして六十一年には五兆九千八百億ということになるわけですね。約六兆円。そうすると、この一三%という大変伸びの大きい予算規模からいいますと、約八・二%というものは、予算を組んでも八・二%はもう直ちに国債の償還に充てなければいけぬということになるわけですね。

一三%じゃちよつと私は予算の規模の拡大が大き過ぎるなと思ひまして一〇%ではじいてみたのです。一〇%ではじいてみますと、昭和六十一年には予算規模が五十七兆三千億、これも恐らく若干低目だと思ひます。五十七兆三千億、それに国債償還の額の五兆九千八百億を割つてみますと、予算を五十七兆組んでも一割、一〇・四%というものはもう国債償還だけに充てなければいけぬということになつてくるわけですね。皆さん方恐らくそのときには大蔵省にいらつしやらないだろうからいいかもしれないけれども、恐らくわれわれが政権をとつたときには、大平さんがこんなのを組んでいったけれども、いや予算を組んでも一割も償還に充てなければいけぬということになりますと、これは現実の問題として心配になつてきたのです。

六十一年をとつてみますとさらに大きくなるわけですね。六十一年度は一三%の予算規模の伸びとしますと予算が八十二兆五千億ぐらゐになりま。そして国債の償還が七兆七千四百億ですから、一三%という高い伸び率の予算規模にしましても九・三%、約九・四%というものは、八十二兆の予算を組んでも九・四%は国債の償還にまゐるまゐる充てなければいけぬ。まだそのほか利払いもありま。元利の償還に充てなければいけぬ。六十一年に予算規模を一〇%の伸びとした場合は、予算規模が六十一兆には六十三兆円になります。そのときに返済しなければいけぬ国債は七兆七千四百億ですから、何と一・二・八%、予算を六十三兆円も組んでもそのまま返さなければいけぬということに、これは現実になるわけですね。そのときの財政硬直化といつたらどうしようもないんじゃないかという、私は恐ろしくなつてきたわけなんです。恐らく皆さん方もはじかれたと思ひますけれども、余りにもびつくりしちゃつてなかなか公式には表へ出せないと思ひますけれども、一体この財政硬直化の問題をどうしていくのか。

それからそのときの財源の問題は、ただでさえ現在でも財政が硬直化しておりますから、一体どうやっていくんだらうかということになりますと、正直言つて、われわれも政権をとるといふことになると、これも踏まえて考えていかなければいけませんので、少し長期的な話で恐縮でありますけれども、やはりいま特例公債を発行される皆さん方としてはこまごま考えておいてもらふねと私はいかに思ふのです。どういふふうにかの財政硬直化の問題あるいはこの償還財源の問題は考へられてゐるのですか、これは次の世代の問題だから私は関係ないと思ひ置き去りにされては、私は困ると思ふのですが、その点について大臣いかがでございますか。

○大平国務大臣 まず、財政の将来につきまして深い憂いを持つて問題を提起されました佐藤さんに感謝と敬意を表します。

第二の問題といつたしまして財政硬直化問題、これは古くして新しい問題でございます。私どもの財政運営の基本は、一口に申しますと財政硬直化をいかにして避けるか、財政に弾力性をいかにしてもたらすか、財政体質をいかに改善するかということに尽きると思ふのであります。世にいわゆる福祉予算あるいは社会保障予算というものの一つについての議論は華やかでございますけれども、これとてもやはり財政体質の改善、財政硬直化の回避という観点からの議論もまた一面お忘れいただかないようお願いしたいものと思ふのであります。

しかしながら、公債は、発行いたしました以上、義務費といつたしまして何をおいても払わなければならぬものでございます。したがつて、いま仰せになりましたような公債費、いかに巨額でございまして、政府の名譽におきましてこれは償還しなければならぬものでございまして、財政運営の道標といつたしまして、これを円滑に償還でき、そしてほかの財政計画の遂行に支障ないようにならなければならぬのがわれわれの責任であると思ふのであります。私はそのことはできない相談ではない、われわれが全力を尽くして対応いたしますならばこれはできない相談ではないと考えておりますので、佐藤さんの属する政党におかれましては全幅の御支援をお願いしたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 十年先のことでない、うもの、やはりこれを発行したときに考えていかなければならぬ問題だと思ひますので、現大蔵大臣としては現在のような答弁しなかなかなかできにくいと思ひますが、時間も参りましたので、あとは午後には譲らしていただきたいと思います。

○田中委員長 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

午後三時二十九分開議

○山下(元)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の指名によりまして、委員長がお見えになりますまで、私が委員長の職務を行います。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案について参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その日時及び人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下(元)委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○山下(元)委員長代理 昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 午前につき続きまして、午後は国債の流通問題について伺いをしたいと思ひます。

まず、現在の流通制度からいきますと、一年たつと銀行が持っているのは日銀がほぼ買ひオペをするということになっているわけでありまして、けれども、四十九年度の国債の発行のうち、金融機関が持っている国債を一体どのくらい日銀が買ひオペをしたことになっておりますか。

○松川政府委員 御質問の、発行年度別に幾らオペの対象になったかというところはちよつと手元に資料がございませんが、日銀が買ひオペレシヨンをいたしましたのが四十九年度は総額一兆七千六百億円でございまして、これには政府保証債が含まれております。その中で国債だけを取り出してみますと、一兆五千八百六十三億円でございまして、それから、五十年度の数字も出ておりますので申し上げさせていただきますと思ひますが、五十年度は総額五千九百九十億円で、そのうち国債は五千九百八十二億円でございまして、

○佐藤(観)委員 五十年度のやつはまだ一年たつていないものが多いふんありますので、四十九年に限っていきいたいと思うのですが、四十九年の日銀が引き受けた国債一兆五千八百六十三億円は、四十九年度銀行が引き受けた国債総額のどのくらいの率になりますか。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕

○松川政府委員 ただいまの答弁の冒頭で申し上げましたように、四十九年度発行された国債が幾らオペレシヨンの対象になったかという数字はただいま手元にございませんので、ただいま申し上げました数字は、四十九年度、五十年度それぞれを通じてオペレシヨンの対象になった国債の総額でございまして、その大部分は相当古いものであらうと思ひます。

○佐藤(観)委員 都市銀行に限ると、都市銀行が引き受けた四十九年度の国債引き受け額というのは六千九百二十五億円ということではないですか。

○松川政府委員 都市銀行ということでございますと六千九百二十五億円、仰せのとおりでございます。したがって、これには長期信用銀行であるとかその他の金融機関は含んでおりません。

○佐藤(観)委員 ちよつと時間がかかりましたから、それじゃ感じとして伺ひしますが、四十九年度金融機関が引き受けた国債のうち、買ひオペの対象にならなかったものというのはありますか。

○松川政府委員 引き受けたもののうちどれだけが買ひオペの対象にならなかったかという数字は、ちよつと手元の資料では把握が困難でございますが、四十九年度末市中の金融機関が持っている国債が一兆九千五百二十二億円でございまして、これから御推察いただければと思ひます。

○佐藤(観)委員 そうしますと四十九年度に限って言えば、約四千億程度は金融機関が持っているもので日銀の買ひオペの対象にならなかった、こゝういふふうになりますか。

○松川政府委員 先ほど申し上げましたのは都市銀行だけの数字でございまして、ただいま申し上げ

ました年度末に保有しておった一兆九千億余りの金額は、これは市中の金融機関全部でございまして、その点、ちよつといま数字を突き合はして補足して御答弁させていただきたいと思ひます。

市中金融機関全体につきまして、ただいま四十九年度末の保有額を申し上げましたが、この数字が四十八年度末と比べてどう変わったかということとを御参考申し上げますと、先ほど申し上げましたように一兆五千六百十三億円のオペレシヨンを引き受けましたが、新規債の引き受けが一兆五千九百四十四億、借りがえ債の引き受けが二百三十二億、それから逆に償還になりましたのが二百六十億、その他売買の差額等がございまして、このような数字になっておる次第でございまして、

○佐藤(観)委員 ちよつと聞いていくうちにますます数字がわからなくなつてきたんですが、要するに四十八年度までに発行されているのもで証券会社以外の金融機関が引き受けたものというのは、額がまだ四十八年度から小さいので、全部これは買ひオペの対象になつてゐるわけでしょうか。四十八年から行きます。そのまゝ残つていますか。

○松川政府委員 四十八年度末に持つておりましたのが一兆七千七百三十四億円でございまして、これは四十九年度末現在をとれば、おっしゃるやうに買ひオペの適格性は持つておる、しかしその額が全部買ひオペとして日銀に買われたものではない、こゝういふ経過に相なります。

○佐藤(観)委員 皆さんのいままでの説明ですと、日銀が引き受ける場合には、もちろん金融の緩慢の状態によるわけですが、成長通貨の範囲内で日銀が引き受けるんだということを言つていらしたんですね。そうすると、四十八年の金融機関が引き受けた国債も適格要件があるのはわかりますが、どれだけ日銀が買ひオペの対象として実際にオペレシヨンをしたかということについては数字はありませんか。

○松川政府委員 四十九年度に日銀のオペとして一兆五千六百十三億円、これを買ひオペとして日

銀が買ったわけでございます。ただし、これは市中の金融機関全体が持つておりましたものでございまして、

○佐藤(観)委員 そうしますと四十八年度発行のやつですね、いわゆる予算の会計上四十八年度に発行したもので、市中の金融機関が持つていたもので買ひオペの対象になつた四十八年度債というのがあるのですか。

○松川政府委員 四十八年度に発行されたものでまだ市中金融機関に残つておりますものが千八百一億円でございまして、

○佐藤(観)委員 四十九年度はどうか。

○松川政府委員 四十九年度に発行された国債は現在市中金融機関に一兆二千二十一億円残つております。

○佐藤(観)委員 この中で買ひオペの対象になる適格債はどのくらいですか。

○松川政府委員 現在の時点ではこれはすべて一年を経過いたしましたので、買ひオペの適格性を有しております。

○佐藤(観)委員 そうしますと、これは金融情勢、成長通貨に見合つて買ひオペの当然対象になる、それは成長通貨の量の問題だということになりますか。

○松川政府委員 五十一年度中に日銀がオペレシヨンをいたします場合にはこの中から買ひオペをすることがございます。それはまたオペレシヨンをどういう形でするかという判断がもう一つ日銀にございまして、国債に言へばただいま先生御指摘のとおり、どれだけのものをオペレシヨンするかという量の問題になつてまいります。

○佐藤(観)委員 そこで私が伺ひたいのは、四十九年に発行したものが合計二兆二千億、そのうちいまの金融情勢からいって一兆二千二十一億円というのは私は若干多いような気がするのです。もう少し買ひオペの対象になつてゐるんじゃないかと思うのですけれども、いづれにしろ二兆円台の、もちろん資金運用部資金の引き当てがありますから、シンジケート団だけでいきますと

一兆七千七百二十四億、そのうちのお四十九年度発行債で市中の金融機関に残っているものが一兆二千二百一十一億円あるということになるわけですね。

そうしますと、今度先に話を進めますが、五十年発行のものでシラジケート団が引き受けた四兆五千億円を考へてみますと、これはかなり市中の金融機関に残る。国債のオベの対象になるのは成長通貨の量からいっても恐らく一年間で一兆二千から一兆四千ぐらいじゃないか。先を見てそのくらいではないかというのを考へますと、かなりこれは五十年度債も、もちろん経済の発展と絡んでいきますけれども、市中の金融機関に残るというふうに見なければならぬと思うのですが、そういう認識でよろしゅうございませうか。

○松川政府委員 御指摘のとおりでございます。

○佐藤(親)委員 そこで午前中の議論とも絡んでいくのでありますけれども、これから五十五年の特例債をゼロといたしましても、いまの話を丸くして平均して五兆円近い国債を建設国債であるうと特例国債であるうと発行していかねればいかにぬ、こういうことになってきますと、今後は、日銀が引き受けることがいい悪いの話は別にして、市中の金融機関にかなりの額滞留をするというのですか、残る。それはかなり大きな額が日銀引き受けにならないで、つまり成長通貨以外なものだから、市中の金融機関が持つていなければならぬ金が恐らく二十兆ぐらいになるのじゃないか、丸くして話をしてそのくらいの滞留が市中の金融機関に残るのではないかと計算が出てくるのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○松川政府委員 計量的な面は私も少し検討してみたいと軽々にお答えはできませんけれども、傾向といたしまして金融機関が保有する国債というのはだんだんふえる傾向にあるということ、これはこしばかりの間は否めない事実であろうと思ひます。

○佐藤(親)委員 私誤解されちや困るのは、だから全部日銀が引き受けばいいというのではなく

て、問題はやはりそこで国債の流通性を持たない、これは金融政策上非常にいびつなものになってくるというのを考へるものですから、そこで少しお伺いしたわけですが、銀行局長としてはこの点についてはどういふふうにごらんになっておられますか。

○田辺政府委員 先ほどから先生の御指摘のとおり、金融機関の保有する国債の残高、ひいてはその資金運用総量に占める国債の比率というものがかなりふえてござるを得ない、こういうかっこうになります。ただこれは、将来の預金、資金量の伸びというものをどういふぐあいに見たらいいかというのが非常にむずかしい問題でござりますので、具体的に計量してはじくのは大変むずかしいのでござりますが、傾向としてはそういうことは否めない。

そこで問題になりますのは、大別して二つかと思ひますが、一つは、それによつて民間への資金供給というものがスムーズに行くであろうかどうかであるうかと、それからもう一つは、マネーサプライと申しますか、金融機関の資金量全体がふえるということはいわばマネーサプライがふえるということになります。それが適当な規模の中で行つていけることであるかどうか、これが大きな問題ではないかと思ひます。先生の御指摘の公社債市場といふか国債市場というものがあつて、そこに金融機関が消化しました国債も流動化する余地を与える、こういうことは、そういう意味ではマネーサプライの将来のふえ方についてかなりの影響のある問題である。私も、現在のこの市場のあり方と消化構造のあり方というもののについては、やはりもう少し国債の流通市場を広くして、そして金融機関以外への消化も行われていくような工夫をしなければならぬ、こう考へております。

○佐藤(親)委員 いまお話があつたように、とにかく動かない資金が、これはいろいろなはじき方があると思ひますけれども、都市銀行だけとつてみますと、五十三年の三月末ぐらいで八%ぐら

いまでになるのじゃないかとはじている人もいるわけですが、これは局長言われるように、預金量の伸びがどのぐらいいなるかといふことでパーセンテージはおのずから変わつていきまされけれども、いづれにしろかなり無視できないシエラを総資金量、預金の中に何証券、特に国債の率が占めてくるというにはなると思ひます。それに、民間への資金供給に対するいびつ、あるいは他の債券を持つておられますから、国債が非常に動きにくいとなると他の債券をなるべく動かそうというところから来るところの他の債券に対する影響、等々を考へますとこれはやはり、いままでは国債管理政策といふのは余り日本ではなかつたわけですが、これだけ巨額になつてきますと国債管理政策といふのが大きなウエイトを金融政策の中で持つてくるのじゃないかと思ひます。

そこで基本的にお伺いしたいのは、ことしも七兆兆の国債を発行することにしてゐるわけでありまされけれども、一体国債といふものを他の事業債なり金融債なり、こういうたものと同じように流動性をつけていくという基本的な考へ方があるのかどうか。これはだれにお伺いするのかわかりませんが、やはり場としては証券局長になるのじゃないかと思ひますが、運用自体は高橋さんになるのか、松川さんになるのか、いづれにしても国債がこれだけ大量になつてくることになる市場性、流動性の問題を早急に考へなければ金融政策の上において非常にいびつなものになつてくると思ひます。その点について、基本的にはどのようにお考へになつていらつしやるのですか。

○松川政府委員 私どもも発行者の立場でも、公社債市場が整備されていくことが好ましいという基本的な姿勢を持つております。

公社債市場そのものにつきましては、証券局長の方から御説明させていただきたいと思ひます。

を無視した発行ということは私ももう考へられないと思ひます。ただ、市場性でござりますけれども、これはやはり金融環境とかいろいろ条件がござりますので、急激にいろいろな対応の仕方というのはなかなかむずかしいかと思ひますけれども、昨年から大量発行に備へまして国債の市場性を確保するためにいろいろな工夫をいたしてあります。これからのう工夫を続けていきたいと思ひます。

○佐藤(親)委員 昨年、五十年の補正予算で出た特例債、これから大きく環境は変わったと私は思ひます。それ以後一体いま、局長はいろいろな工夫をされたと言ひましたけれども、どういふ工夫を具体的にしてくださるのですか。

○岩瀬政府委員 取引所の取引される国債の取引の仕組み等を変へましたり、あるいは十二月に長期債その他長期金利をいじりましたときに、国債の従来の金利をほかの債券の金利に比べましてかなり引き下げの幅を少なくいたしまして調整いたしました。事業債、A格債と国債との開きが金利で約一%ぐらいいくつたわけでございますが、これが現在では〇・六ぐらいいまで縮まつております。比較いたしまして国債はかなり魅力あるものになつてゐると思ひます。

それから、国債の流通の段階における流通金融と申しますか、そういうものを従来の枠を二倍くらいにふやまして、いまのそういう大量発行に備へたわけでございます。今後いろいろ問題の調整は必要かと思ひますけれども、昨年の四月ごろ受け付け平均個人消化が約百五十億ぐらいいでございました。現在は約五百億にまで、三倍以上になつておりますが、私も、私どもはそういう条件改定による工夫とか売買仕法の工夫とか、さらに国債に対する国民の認識等が加つてかなり伸びてきておると思ひますので、私も、私もその流動性はやはり経済環境に依つて今後の確な措置を臨機応変にやつていくということで、基本的には国債の金利というものが実勢の金利に合つたようにアジャスト

していくべきだ、それで初めて国債が金融商品としての体をなすのではないかとこのように考えております。

○佐藤(観)委員　そこで伺いをしておきたいのですが、最終的には証券市場において事業債なり金融債のように全く、全くと言うとまた語弊があるかもしれませんが、原則的にはフリーマーケットに国債もしていくのだ、こういう最終目標を持たれていくのですか。

○岩瀬政府委員　国債は、発行者側の立場から申しますれば、やはり財政負担とかいろいろな制約がございます。ただその国債の持つておる魅力というものは、三百萬円の別枠非課税というような魅力もございまして、必ずしも公社債全体、事業債とかそういうものと同じにしようということには急激にはならぬと思えますけれども、終局的には私どもはやはり国債も同じ金融商品の中で競合していくべきものであらうと思えます。

ただその仕組み等は、やはり国債については特別のことを考えていかなければいかぬ。たとえば先ほど御指摘になりました金融機関が持つております国債を急速に市中に放出するということになりますと価格が非常に乱高下いたしますので、そういう点に対しての調節というものはやはり必要であらう。それを何でやるかと言えば、オペレーションだとか、あるいは買い入れ消却だとか、あるいは発行条件の改定だとか、いろいろな仕組みの総合的な判断が必要であらうかと思えますが、急速に市場性を持たして何でもかんでもフリーにしろというような形は、ちよつと私どもは国債の投資家にとつても危険であると思えます。

○佐藤(観)委員　私が言っているのは急速にしろということではなくて、どのくらいの時間をかけてやるべきかということはまだ議論がありますけれども、最終的にはそれは国債の魅力ということと、事業債のA格の、われわれの聞いたところ、利回りで〇・五%ぐらいなら低くてもまあまあ対抗して売れるという。証券の専門家の御意見ですと、〇・五%ぐらい下回っていても、国債と

いう格の高い証券であるから売れるということでありまから、その意味では急速にそれをやれば大変混乱が起るわけで、いまそういうことを言っているのではないかと、最終的には発行条件も考へながら、究極的にはフリーマーケットというのが原則だ、それをしないと、やはり個人消化といつてもこれは無理になつてくると思うのです。そこでもう少しお伺いしていただきたいのですが、現在取引所を通して売買されている国債がどれくらいあつて、その利回りはどれくらいになつていますか。

○岩瀬政府委員　取引所の取引と店頭取引に分けて申し上げますと、五十年、これは暦年でございしますが、取引された総額が千三百五億、それに対して店頭取引が九百四十二億、取引所取引が九十三億でございます。これは月平均でございます。総額を申し上げますと――資料をいま月平均だけ持つてまいりましたので……

○佐藤(観)委員　そうしますと、これは公社債市場では一体どのくらいの率か、あるいは取引所を通すやつについては全商高のどのくらいの率を占めているのですか。

○岩瀬政府委員　大変失礼をいたしました。いま申し上げました月平均の千三百五億、これが大体月平均の売買高でございます。

○松川政府委員　五十年中の国債がいま千三百五億円という説明がございましたが、これに對應いたしまして、あらゆる公社債全部の額の合計は約四兆三千七百億でございます。したがって五十年中この債券の商いの中に占める国債の比率は約二・四%程度というふうに了解いたしております。

○佐藤(観)委員　いま、たとえばわれわれが個人として国債を買う。いろいろ金の必要があつて、買ったその証券会社に売つてくれということに戻したいというときに、証券会社は受け取りますか。

○岩瀬政府委員　証券会社で売りましたものは、買いました人の希望によつて売戻したいというときには、もちろん証券会社が応じてくれるわけでございます。

○佐藤(観)委員　それは最近行政指導が変わつたから買戻してくれのですか。それとも前からそうですか。

○岩瀬政府委員　いま先生の御指摘の点、国債を証券会社に保管してもらつて免税の措置をいたしますと、たとえばA証券会社から買いますと、A証券会社に債券は預けまして、本人は預かり証を持つていふふうな状況でございます。それは免税手続上どうしてもそういう必要があるわけですが、そういう個人が別の証券会社へ売りまして、それはどこでお買いになりましたか、その預かつてもらった証券会社へおいでください、こういうようなことはいたします。しかし一般的には、それはどこでも買える、どこでも売れるという形になつておると私は承知しております。

○佐藤(観)委員　証券局長が承知しております程度では困るのです。確かに、A証券会社から私が国債を買う。金の必要があつて国債をA証券会社を通して売る。その場合に、少し前までは、現実の場合には証券会社の手数料その他のことがあつて、自分のところでもなかなか買わなかつたのです。最近はどうも、自分のところで引き受けたものについてはまあ引き受けるという話も聞いているのですが、私はいま現実にまだ売り戻しをしていないので確かめていませんが、そういう話なんです。

では、現実に場に出てくる国債、これはいま東京証券取引所なら東京証券取引所に、証券会社が売れなくて持つていふ国債というのを売ることは、行政指導上どうなつていますか。

○岩瀬政府委員　お尋ねの国債が、証券会社が自分で買いました国債でございますれば、それは証券会社の相互の間において流通しておるわけでございますから、お互いに売り買いができるわけでございます。それからまたそれを顧客にはめ込むこともできるわけでございます。特に何か制限や規制はいたしておりません。

○佐藤(観)委員　たとえば三月に発行したものが

売れない場合があるわけですね。この場合、証券会社が手持ちを持つていふ。それが店頭で売れればいいけれども、証券会社が売れなかつたものがあるいは個人から戻つてきたものについて、それを場に戻してもう一度商いをするということはいま許されていますか、許されていませんか。

○岩瀬政府委員　特に制限をいたしておりません。

○佐藤(観)委員　そうしますと、証券局長の御認識では、三月発行分がたとえば一億四分売れ残つた、その場合に、うまく店頭で売ればいいけれども、売れなかつたものについても一回東京証券取引所を通して、公社債市場を通してそのAという証券会社が流すことができるという判断ですか。

○岩瀬政府委員　可能でございます。

○佐藤(観)委員　それは全額可能ですか。そういう形で売れ残つたものについてあるいは他から回つてきたものについて全額場に戻すというか、場に出して商いすることができまうか。

○岩瀬政府委員　いま証券会社は国債の手持ちを大分持つております。これは場合によつては、それを日証金の融資の対象にしてみたり、あるいはそれを場に出してみたり、そのまま証券会社が保有しているというふうな状況でございます。現在その証券会社の手持ちというのは、みんなの証券会社がかなり持つていふわけでございます。ただそれは、顧客との関係で商売ができれば、いつでも売れるという状況にいたしておるわけでございます。

○佐藤(観)委員　それと、生命保険、損保、こういったものも自由に場に出すことができますか。

○岩瀬政府委員　生命保険会社が持つております国債は、証券会社を通じて場へ売り出すということは間々ございます。

○佐藤(観)委員　なぜ私がこういうことを聞くかといふと、一つは、証券会社については、売れ残つたから手持ちになつていふ、あるいは個人から戻つてきたとして証券会社が持つていふ、これを全額場に出すことはできないというふうに私

は聞いているわけです。では、どのくらい出すという何か決めるのかというのと、どうもそういうわけでもない。証券会社は腰だめで、売れ残ったあるいは個人から戻ってきたものについては、どのくらいの率になるのか知りませんが、その一部しか取引所に出すことができないというふうに聞いているわけです。だから、いまの場合にはきわめてわずかな国債しか取引所に上がつてこないのだ、こういうふうには聞いているのですが、その辺は私の認識の方が違っているのでしょうかね。

○岩瀬政府委員 先生のおっしゃる場に出すというところが取引所に上場するということと、ごさいますれば、大量の売りが片一方にあつて大量の買いがないう場合、取引所の価格が非常に暴落するということは国債の投資家にとつてみれば大変不安定なことになりますから、大口のものを店頭で処理するということとはごさいます。したがつて、店頭の処理ということと小口を場に出すというのとは、片一方は取引所で標準的な価格が決められる、あとは店頭で売買という形では、同じように売りに出されまうけれども、その場所が店頭であるか取引所であるかというこの違いでありまして、実際の売買に差があるわけではごさいません。それは国債の取引所における価格の安定化という点においてむしろ寄与しているというふうに考えていただきたいと思います。

○佐藤(観)委員 ただ、先行き考えた場合、基本的には、取引所を通して大量の売りがあつたら大量の買いがあつて相対になるというのがいわゆるオープンマーケットのシステムですね。その意味から言いますと、本来いま決められている国債の、東京証券取引所なら東京証券取引所における価格というのは、先ほどの例で言うところの二・四%ですが、公社債市場の中の二・四%しか占めない非常にわずかな量の国債が出回つていて一つの値つてがされている。国債の発行額で言つたらもっとわずかならぬと思うのです。ですから、そこが問題じゃないかと私は思うのです。したがつて、もちろん店頭売りのものもありますけれども、基本的

には証券取引所を通して売買される、商ひされる、それによつてすぐ価格の乱高下があるではないかという心配ですが、それは直ちに、急激に入れば乱高下もあるかもしれませんが、しかしわが国における公社債市場というのはかなり育つてきたわけですし、事業債だつて金融債だつて現実にはある程度の値つてがされて安定しているわけですから、そういった面からいって、取引所の方にも、証券会社に戻つてきたものあるいは証券会社で売れ残つたものについても場に、場というまた誤解を招くかもしれませんが、取引所に出せるといふことが、つまり、その意味で量を拡大していくということが必要なんじゃないかと思うのですけれども、その点はいかがでございませうか。

○岩瀬政府委員 市場の理想的な姿というのは、やはり売り買いというものが自由に出てきて、そこで売りが多いときには値が下がるという状況が理想かと思ひます。株式の場合には全額市場上場というのを原則としておりますが、国債を含めまして債券は、従来から取引所に出しますのは一部で、あとは大体店頭というところになつております。債券につきましては、むしろ値つて的な色彩が強うございまして、余り乱高下するというようなことよりも、むしろ安定的な顧客層というものに對してそれを導いていくというか、各国でも同じようなやり方をやつておるわけでごさいます。したがつて、一時に大量のものが出る、それは本来ならばそこで値が下がるべきでございませうけれども、そういうことはむしろどちらかといへば避けておる、そういう慣習と申しますか、株式以外の債券の特色がそこにあるのじゃないかというふうに考えております。

○佐藤(観)委員 それで、国債の場合には非常に不自然な形で取引所価格が形成されている。不自然な形というのは、余りにも量が少ないものですから、実勢に合わない価格がつけられていくのじゃないか。いま若干いいものですか、ある程度実勢に合つてきたというところは言えますけれども、原則的に、取引所の価格が非常にわずかな量

しか出回らぬから、逆に円滑な需給関係ができないう。証券局長の立場から言つて、じゃあ徐々にといつても一体どうなるかというの、非常に価格というの微妙なものですから、慎重になるのはわかるのです。わかるのですが、最終的にはオープンマーケット、フリーマーケットということを考えていくときには、いま一体何がどういったオープンマーケットを阻んでいくかというのと、一つには商ひされる、取引所を通つていく国債が余りにも少な過ぎるのではないかと、これが非常に実勢と合わない取引所価格になつてはいないか。いわばいま局長が言われたことのうらはらで、まさに値つてをするためだけの取引所になつてしまつて、全く形式的なものになつていく。ですからその意味で、国債の価格が、証券市場に行つても非常に実勢と乖離している。いまは短期的には金融が緩和しているものですから幾らかよくなつていきますけれども、そういうことがあるのじゃないかと思ひます。

ぼくは、乱高下の問題は、日銀をある程度使ひようがあるのではないかと思ひます。というのは、これはもう少し後で質問しようと思つたのですが、日銀が持つてゐる各種の、四五%もすでにいままで発行したものの中で引き受けてゐるわけですから、この中には期間がいろいろ違ふ多種多様の国債があるわけですから、その値段を見なから、ときには放出していく、ときには日銀がオペをしていくというやり方、ときには法律上の話は別として、制度上から言つて、日銀がそこに入つて、期間のさまざまな債券、国債をそこに注入をしていくというやり方だつてできるのじゃないかというふうには思ひます。それによつて、ある程度の乱高下なり価格の大幅な変動というものは防ぐことができるのじゃないかと私は考へるのです。が、そういう一方法はいかがでありますか。そうすぐに、あしたやれと言ひののではないのですけれども、そういう方法もあるのじゃないかというふう

○岩瀬政府委員 先生の御指摘の点、私も非常によくわかります。将来そういう自由なと申しますか、価格変動あるいは価格のメカニズムというのが市場の中で生かされていくような状況というのは望ましいかと思ひます。現在私どもそれを、従来の国債からだんだん大量発行下における国債、魅力ある国債、市場性の高い国債というふう

に考へていく場合の、いまの取引所の取り扱ひにつきましても、昨年の暮れに少し売買仕法を変えたのも、だんだんそういうものに近づけていくという考へえ方にのつとつてゐるわけでごさいます。

ただ、国債の個人消化というのは、いわばほかの債券にない、いわゆる金融機関引き受けと個人消化というような形でございまして、いまの国債に對しましての信頼度とかあるいは安定度とか、そういうものを考へますと、やはりいまは何と言つても価格の安定とかいうことも政策の一つでございまして、なかなかむずかしい。将来の志向の姿としてはそうでございませうけれども、それに近づけていきたいと思ひますが、これは徐々にいろいろな工夫が要るのではないかというふうに考へております。

○佐藤(観)委員 そこで、国債の現在の利回り、これは店頭もありまうし取引所価格もありまう。それから他の債券の流通利回り、これは現在ではどのような率になつていますか。

○岩瀬政府委員 国債から申し上げますと、国債の応募者利回りは八・二二、流通利回りが八・五六でございませう。乖離はマイナス〇・三四になつております。これは価格で申し上げますと、応募者の九十八円七十五銭に對しまして、流通価格が九十七円〇五銭でございませう。

それから、代表的なところで事業債を申し上げますと、事業債は応募者が八・八九四、流通利回りが八・八三八でございませう。乖離は逆乖離でございまして、〇・〇五六でございませう。

それから地方債を申し上げます。地方債は応募者利回りが八・六三九、流通利回りが八・八九四、乖離はマイナス〇・二五五でございませう。

これは四月の十五日の数字でございます。先ほどちよつと申し上げましたけれども、これは昨年の十一月、十二月に長期金利を改定いたしました際の前の姿で申し上げますと、長期プライムレートは九・七〇、それから事業債のA格債が九・三三三であつたわけでございますが、これをいま申し上げました数字の八・八九四に改定されたわけでございまして、改定幅は、下げ幅がマイナス〇・四九九、約〇・五でございます。国債の場合は八・三二〇が八・二二七に下がりまして、マイナス〇・〇九三ということで、ここでも約〇・四の調整をいたしております。

○佐藤(観)委員 この数字を見る限り、国債の実勢価格あるいは応募者利回りというものはある程度他の債券と接近してきた、あるいはつり合いがとれるようになってきた、かなり現在の数字というのは実勢に合つてきたのではないかとこのように見られると思うのですけれども、それはそういうふうな理解によつてよろしいと思つております。

○岩瀬政府委員 大体お説のとおりでございます。金融環境その他いろいろ好条件もございまして、金銀市場も、かなり国債は有利な商品だといふふうな考えられて、最近の売れ行きは伸びておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 そこで私は、ある程度マーケットを広げていく環境というのは少しできつつあるのではないかとこのように感ずるわけなんです。

そこで発行条件と関連をしてくることで、中期国債の問題と関連してくるのですが、これは松川さんのところの問題かもしれないのですが、予算決定する前に五年もの割引国債の話が出ていたわけでありまして、これがどうも長銀なり興銀なりの抵抗があつたやに聞いておるわけなんです。事実上実現がしなかつたわけでありましてけれども、本当に国民に貯蓄のかかりとして個人消化ができるというように考えますと、十年ものというものは、その辺考へようであるといふありま

しょうけれども、十年もの一種類の国債というのが果たしていかになるのか。専門家に言わせると、十年ものではないような条件に加えて、条件にもよりますが、五年ものが出る、逆に十年ものも売れなくなりまして言う人もあれば、逆に二種類になれば、日産とトヨタがあるようなもので、自動車を使う人が多くなるというようなこともあつて、これは実は非常にむずかしい問題ですけれども、いずれにしろ、これだけ物価変動があると、十年というものはどうもわれわれの側として抵抗があるわけですね。そういうことからいって、やはり今後もいわゆる中期国債、割引債にするにしろ利付債にするにしろ、これは考へていかなければいかぬことじゃないか。一体どういう経緯で五年ものの割引債というものが実現をしないか、この辺から少しお聞かせを願ひたいと思つたのです。

○松川政府委員 中期債という考えを私も持つに至りましたものと背景をいたしましては、この国債の発行に当たつてはぜひ個人消化を大きくしていきたい、個人消化の割合を大きくすることによつてこれが持つおそれのあるインフレ的效果をなるべく薄くしていきたい、こういう考へ方がある、どのようになれば国債の個人消化が広げられるだろうかというのを検討したのがそもその発端でございます。そして、これは国債の償還計画と関連いたしますので、できるだけ五十一年度の予算を編成するまでに一応の結論が出ないかということで、中でいろいろ検討いたしました、そしてこれに間に合うように対外的に私どもの考えをぶつたわけでございます。

ただ、そこに至る経緯は、御案内のとおり昨年度の補正予算に関連いたしました国会、そしてまた、急激に補正予算と関連して起つてまいりました国債の大量発行というやうな、国会におけるいろいろの御審議も片一方でございますし、また、私ども役所におきましては、五十一年度予算を編成するための財政融資計画の編成、こういったものに相当時間をそがれておりまして、いま

にして思へば、率直なところ若干準備不足のままシ団に考へ方をぶつたきらいがあつたのではないかと、このやうな反省を持っております。

そこで、一方ではシ団と最終的な話し合いを終えますときにも、今後個人消化の伸長というのは非常に大事なところであるから一緒に検討しようではないかということで、五十一年度予算の中に中期債を織り込むことは断念いたしました、それから先も中期債は一切やらぬのだ、そういう意味の断念ではございません。一月、二月、三月、そしてまた四月と、シ団と大蔵省と一緒に

なつていろいろな検討をいたしております。現に三月には私どもの担当の者を外国に派遣いたしました、外国において国債の条件の多様化がどういふふうになつておるか、そして国債の個人消化にどのような努力を払つておるかということも検討いたさせました。これをもとにして、現在シ団の担当レベルの者と共同研究をいたしております。

その間、御案内のとおり、去年の十二月には三百億の個人消化であつたものが最近では月間五百億になる。こうなりますと、ここで私も、一体急激にこの個人消化が伸びてきた理由は何だろうかというところで、この辺の分析もあわせて行つております。そこで、私もだんだんわかつてまいりましたことは、国債について特別非課税枠の三百万円がある、このことが存外知られておらなかった。そして、この制度を利用することによつて国債の個人消化が相当伸びていくということがわかりました。四月も相当の個人消化がございまして、五月もさらにふえていくのではないかと思つております。

このやうな状態でございますれば、現在のやうな金融環境が続く、そして個人消化が着実にふえていく段階においては、早急にまた別種のもの新しいに導入することが賢明なのかどうか、ただいま御指摘がございまして、二種類ある方が一体国債の消化が伸びるのか、それとも二種類あるからかえつて混乱するのか、特に日本の場合におきましては、たびたび繰り返しておりますが、

郵便貯金の定額貯金の制度がございまして、五年というやうなことであればそちの方を利用したいという方が多いかもしれない。こういうことを考へますと、現在のやうな環境のもとで早急に結論を出すのはいかかというところで、この次に問題を提起しますときには、ことしの一月のやうなことがなく、各方面の御賛同が得られるやうに、十分検討を経た上で具体的な案を出したいというところで内々準備を進めておるといふのが現在の段階でございます。

○佐藤(観)委員 最近の個人消化がふえているのは、一つには、確かにかなり政府が国債というものを宣伝をして、これは一つあると思つております。それから証券会社のシェアが七割を切るというやうなことがなつたもので、かなり銀行団の問題があり、その意味でのがんばりがかなりあつたということもあるんじゃないかと私は聞いていますのですけれども、しかしこれが、本当に個人消化がじやならにも一回り大きくなつていくかというところについては双方とも余り自信がない話ではないかと思つたのです。

そこで、やはりこれだけ物価変動のときに、個人からいくと、十年といつても、どうにもこれは長い気がするわけなんです。その辺からいくと、やはり五年の利付債があるいは割引債というのは考へていかなければならぬだろう。ただし、その際に、利付債の場合には、金融債がいま五年ものがありますけれども、これが余り売れないという状況がありまして、どうしても志向としては、結果は経済学的には一緒に利子税でもいい、ただ税制の面で違ひます。一二の利子税でもいい、利子税、まあ正確に言うると利子じゃないから、何と言つたか、その辺は違ひますけれども、やはり選好としては、五年ものなら五年ものの割引債といふことになつてくるんじゃないだろうかといふやうなことでニュートリアル的な現状については話がありましたので、これ以上このことを詰めてもいかぬのでこの件についてはやめます。

いずれにしても、個人消化というのがかなり進んだ段階でいけば、やはり国債というものの対するインフレ要因を非常にわれわれも考え、気にしているわけですから、これがたとえ三割、四割が個人消化だと、全く国民が貯金のかわりに持っているのだと、しかも絶対に戦前の国債のようにあつたことがありませんということになれば、かなりやはり国債に対する認識というのは、われわれの側でもそう抵抗なく受け入れられる素地はできてくると思うのです。ただ、いまのように一年たつと目銀に行つてしまつて、結局はマネーサプライをふやすことになる傾向というのが起り得るということになつてくると、これはやはり先々のことを考えて警戒をわれわれとしてはしなければいかぬ。やはり問題は市中消化、個人消化がどこまで進み得る環境ができるかということにあると思うのです。

それで、もう一つお伺いをしておきたいのですが、大蔵省の考え方の中に、国債減債基金を使つて、いま三千億ぐらいたまつておりますか、これを使つて、証券会社の持つていた国債をある程度償還したらどうか、それによつて新規債をなるべく受け入れられやすいような情勢をつくつたらどうかという話があるやに聞いていますのでありますけれども、私は、それはそれなりに一つの手段だと思ふのです。ただ、国債減債基金が三千億ぐらいで果たして効果があるのか、いま証券会社が引き受けていた額からいつて、五十年度が三千五百七十億ですから、このくらいの額です。それから、意味では減債基金をそのように使うということとは効果があるかと思ふのですけれども、この議論というのは一体大蔵省の中ではどのくらい進んでいるのですか。

に、安い値段で買つてこれを売却することができれば、公社債市場の健全な運営にも役立ちますし、かつまた国債を売却する国民の負担が少なくて済むという面がございます。その意味で私どもも、ある段階が来、そしてまた金融的な条件がそれを必要とするような場合が来た場合には、国債整理基金を活用して、あるいは買入れ消却、あるいは買入れして保有すると、いろいろの形でこの運用を考えていかなければならないと思つております。

ただ、一つお断りしておきたいのは、このことは外国にも例があるのでございますが、国がそうやって国債を買ひに出ますと、これはその限りでは資金の民間に対する供給になります。そこで、先ほども御議論がございました中央銀行が行いますオペレーションに對しまして、この財政当局が行うその種の取引がどちらかという逆効果をもたらす場合がある。たとえば国債の値段が下がる場合を想定いたしますと、景気がいいときでございませう。どちらかと言へば金を引き揚げなければいけません。こういうときに国が国債を買ひ出すこと、さらに現金を民間サイドに放出するということとは、金融政策の一元の運営の面からも問題がございします。これはその面から、ある種の制約がある。したがつて、この発動にも、いろいろと日本銀行、そしてまた大蔵省の銀行局、その辺ともよく連絡をとりながらやつていきたいというところで、現在どういふ場合にどうしたいか、いろいろの思想統一を内々検討しておるというのが実情でございます。

○佐藤(親)委員 それから、大蔵省証券の発行限度額について少しお伺いしておきたいのですが、いままでは大蔵省証券、額としてはネグリジブルだつたと思ふのですけれども、今度二兆六千億ということになりまして、予算規模と比較をしてみればかなり大きなウェイトを占めてくるので、やはりこの問題ははつきりしていかなければいかぬのじゃないかと思ふのです。今度の五十一年予算の総則において大蔵省証券の発行限度額が二兆六千億に

なつた、したというものはどういふ理由によるかというところ、その根拠というのはどういふことかから二兆六千億という数字になつたのか、この点についてまず説明していただきたいのです。

○松川政府委員 御案内のとおり大蔵省証券は一時的の金繰りのために発行するものでございまして、したがつて、この発行は後に残高を残すようなものであつてはいけません。この制約が一つございします。しかしながら他方、こういう制度を財政法でも認め、そして国庫の金繰りが円滑にいふようにということでも制度が設けられております。で、私ども国庫の出納を担当いたしております者なからやつていかなければいけません。この両面の制約を頭に置きながら五十一年度の毎月毎月の金の出入りを頭へ置いてまいりますと、これは国庫の場合、慣例として十二月は一番資金不足になる月でございしますが、ことしの場合には二兆二千億程度になるのではないかと推算がなされます。これに若干のアローアンスを置きまして二兆六千億ということをお願いいたしておる次第でございます。

○佐藤(親)委員 それじゃ四十八年から五十一年度まで、一般会計の規模と証券の発行限度額、これはどういふ関係になつていますか。

○松川政府委員 ただいま御指摘は四十八年度からでございますので、まず先にそれを申し上げますと、四十八年度は、一般会計の予算規模十四兆二千八百四十一億に對しまして、発行限度額は七千九百四十四億に對しまして、四十九年度は、七千九百九十四億の一般会計予算規模に對しまして、八千億に對してございしました。五十年度は、一般会計の予算規模二十兆八千三百七十一億に對して、二兆二千億に對してございします。そしてまた、ただいま御審議をお願いいたしております五十一年度分は、御案内のとおり二十四兆二千九百六十億に對して、二兆六千億に對してございしております。この比率を申し上げますと四十八年度から順次、四・九％、四・七％、一〇・六％、一〇・七

％でございします。ただ、もう一つ付言させていただきますならば、この四十八年度の数字は、この前からずっと通して見てまいりまして、この比率が一番低くなつた年でございします。

ただいまの比率を四十一年度から申し上げますと、四十一年度は一般会計予算規模に對する発行限度額の比率が一・六％でございまして、四十二年度は一〇・一％、以下八・六、七・四、六・三、六・四、五・二、このような数字になつてきております。したがつて、一般会計の予算規模全体との関連におきまして、特に景氣の状況もあわせて考えますならば、ただいまお願いしております限度額は大体この程度のことを見込んでおかなければ私どもとしては心配が残るという程度の金額でなかつたかと思ひます。

○佐藤(親)委員 五十年年度の補正を含めて二兆二千億の証券発行限度額になつてゐるわけですが、これも、これは実際に一番ピークである十二月には最高幾らまで発行したのですか。

○松川政府委員 昨年の十二月はいろいろなことございまして、ピークが十二月の末ではございませんで、十二月下旬の中ごろに参りました。そのときの発行額は一兆三千四百四十億に對してございします。

○佐藤(親)委員 十二月のピーク時に、ざつと一兆四千億の発行が最高だつた、それにアローアンスを入れて二兆二千億に結果的にはなつたわけですね。だれもなかなかアローアンスはわかりませんで、結果的にはこうなつたことになりませう。いや結果論としてはそういうことになるでしよう。

○松川政府委員 当初考えておりました十二月のピークの数字はもう少し大きかつたのでございします。ただ、いろいろの事情がございまして、そのピーク時を少し削るような努力も別途いたしたもので、結果といたしましては、ただいま先生御指摘のとおり一兆三千億に對するやつたといふこととでございします。

○佐藤(親)委員 なぜ私がこのことを申し上げる

かといひますと、確かに四十一年当時には一〇%の蔵券発行の限度額があつたわけですから、これに限り大蔵に引き上げますと、われわれ、たとへば今年度の予算総額の二兆六千億を四兆円だと言つても、ああそうですかというやうなもので、余り財政当局に裁量権があつて広がり過ぎますと、やはり借金財政に——それは当然年度末には返さなければならぬが、やはり放漫になりがちになつていくと思つて、この蔵券は全部日銀引け受けということになりますから、それだけ財政資金が市場に流れていくわけですから、その意味においては、財政法のたてまえから言つて、やはりここで何らかの歯どめというものが、必要なわけですね。これは法律上文章に書いて、蔵券の発行限度額はこうだと、つまり、予算総額に書くというところは書けるけれども、じゃあ一体数字の根拠をどういうふうな法律上書くかということはないかなむずかしいと思つたのですけれども、その点についてはいかがでございますか。

○松川政府委員 たいだいまの御指摘についてでございますが、一番重要なことで有効な歯どめは、この大蔵省証券は一時的な借入金であるからその年度内に償還しなければいけない、この歯どめがきつておることです。この歯どめがございいます限り、財政当局が自由に流れるのではないかと御心配は必要がないのではなからうか。私もその法律のもとで現に財政を運営してまいつております。そしてまたこの計量的ななかり方、たとえば財政規模のどのくらいがいいとかいろいろな形で法律に書けるかというところでございしますが、これはやはり経済が生き物であり、財政も生き物でございしますから、そのときそのときの経済、財政の状況を見ながら、予算総額にその限度額を設けて御審議を仰ぐという現在の形が私は一番弾力的であり、そして実態にかなひ、かつまたその利用が防がれておる道ではなからうかと考えております。

○佐藤(親)委員 最後に大臣にお伺ひしておきたいのですけれども、毎年——毎年といつても去年の暮れでありまされども、財政特例法の審議が非常に難航するものだから、大蔵省の中には、予算総額の中に予算の執行に当たつては歳入関連の法案が成立するのを待つて執行するという一文を入れたらどうか。これは話です。実際あるかどうか知りませんが、そういうこととか、財政特例法を二年とか三年分までとめてひとつでいいかというやうな意見があるやに聞いているわけですね。これは財政法のたてまえから言つてもきめて容認すべからざる考え方だと思つて、それが、そういうことは全くないと断言できますか。

○大平国務大臣 そういふふらちな意見は全然ございせんし、私もかつて聞いたこともございせん。

○佐藤(親)委員 終わります。

○田中委員 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私は本会議で大臣に質疑をいたしました。聞きつたこと、事項もありました。また聞き漏れの事項もありました。そういうことを頭に置いてもう少し吟味をして納得したいと思つたので、お聞きしたいと思つたのです。

まず第一に、財政法は戦後わが国の財政基本法であり、財政憲法とも言つてもいいと思つたのです。この財政憲法である財政法とこの特例法との間に非常な矛盾があります。当然矛盾があるわけでありまして、その矛盾を明確にしておくべきであると思つたので、この点について、戦後のわが国の財政の基本原則とこの特例法との関係ですね、恐らく大臣も矛盾を感じながら提案されておられるのであります。率直にその辺の御所見を聞いておきたいと思つたのです。

○大平国務大臣 矛盾と申しますよりは財政法に認められていない事柄、特例法の発行というのはそのやうなことでございします。ただ財政法は、財政自体に特例的な立法を絶対許さないという精神ではなからうと存じますし、過去におきまして、何回か特例立法が本院を通過して成立いたしました。おる経緯もございします。私も特例公債を発行

せざるを得ない厳しい状況にございします。で、いやおうなくそういう道を選択する以外に方法がなかったわけでございます。

○山中(吾)委員 その辺若干ニュアンスが違ふと思つたのですが、財政法の四条には、例外として建設国債を認めるということですから、それ以外にいわゆる特例公債は禁止国債である、財政法においては禁止されておるのだといふ明らかな認識の上に立つて、その後でどうしても予想せざる財源不足が出たので、財政法上禁止をされておる一年ごとの国債であるけれども、そういう予想せざる非常事態の上に立つて特別の立法措置を要求しているという認識ではないのですか。

○大平国務大臣 言い回しが適切でなかつたかもしれせんけれども、仰せのとおりです。

○山中(吾)委員 その辺をはつきりしておかないと、特例公債を出そうと思つたら出せるのだという感覚でいけば、私は財政法そのものが完全に空洞化すると思つたのでお聞きしておるのであります。

特にそういう疑問を持つておるのは、午前中佐藤委員からも若干疑問を投げかけたやうでありますけれども、この第一条に、「同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため」といふ、私から言へば積極的な政策目的が入つちやうした。財源が足りないからやむを得ず出すという昨年の思想と違つて、積極的な政策目的を持つてこの国債を発行するという思想が出ておるので、昨年の特例公債に対する政府の思想と半年後の現在の思想が変わつておるのじゃないかと私は受け取らざるを得ないのです。非常に重大なことなので、まずこれを明確にしたいだけなればならぬ。

もう一度申し上げますと、いわゆる財政法第四条で禁止をされておるこの特例公債については、やむを得ざる財政欠陥、消極的な財政目的で出さざるを得ないから出すんだという思想だと私はいままで昨年の説明の中にも聞いてきたわけでありまして、今度のこの法案の第一条の目的で明らか

にされておることは、積極的に政策目的のためにこういう禁止国債も出せるんだという思想に変えてしまつて、そう受け取らざるを得ないので、いかがでしよう。

○高橋(元)政府委員 御指摘の、たいだいま御審議をお願いしております特例公債法的一条、「国民生活と国民経済の安定に資するため」という字が入つておりますが、これは五十年の特例公債法の際には、五十年補正予算において見込まれる租税及び専売益金の減少を補うためという形で表示されておつたわけでございます。それは、五十年の際には当初予算ではもちろん特例債を予定しておりませんが、年度途中で歳入欠陥が明らかになつてまいりました。歳入欠陥が明らかになつてまいりました。五十年の下の経済情勢からそれはとてもできない、財政運営からできない、そういう事情がありまして、五十年の特例債をお願いいたしました。したがつて、五十年の補正予算に関連して、五十年に連関する単一年度の特例法としてお願いしたわけでございます。

その思想は、先ほど大臣からもお話がございましたが、五十一年度においても五十一年度の歳出予算、これを賄うために必要な歳入が租税または税外収入を通じては上がつてまいらない。たとへて申しますならば三兆七千五百億という特例公債収入を予算に計上しておるわけでございますが、これがなかつた場合には前年度の予算規模をもう一回下回るといふ形でございます。それだけ大きな歳出のカットということではできない。しかしながら一方で、増税をしようと税外収入その他の普通歳入を上げてまいるといふことも現在の経済情勢からできない。したがつて、五十一年度でいま御審議をお願いしております予算の歳出を着実に実行すること、そのために必要な財源として五十一年度限り特例公債の収入金を予算で定めた金額で上げさせていただくという授權をいただくことが、すなわち国民経済と国民生活の五十一年度に

関する安定に資することになるという趣旨で、法律の第一条という条文を起したわけでございます。このことは、ことになりまして財政制度審議会の特例公債の発行に関する意見というものの中にもそういう趣旨規定を置くべきであるという御意見をいただいて、私ども立案したわけでございます。

○山中(吾)委員 御説明なかなか理解しがたいわけですが、もう一度別な角度で吟味をしたいと思います。この第一条にそのことがなければ私は疑問ないのです。「第一条 この法律は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年年度の財政運営に必要な財源を確保し、」あとういう政策目的が入らなくて、「同年年度の公債の発行の特例に関する措置」というのでしたら、純粹の財政的欠陥でやむを得ず出すんだ。しかしこれが政策目的が入ってしまったから、思想が変わったということをや文で明らかにしたように感ずるのです。

いわゆる公債政策に基づいて財政の調整を図るという、そのための公債は建設公債として、これは明らかに財政法にも例外として認めておるが、それ以外はとにかく財政的にやむを得ないからという以外には出せない。こういう目的を明らかにすればこれはいつでも出せる、いわゆる公債政策の対象として禁止された公債発行を皆さんが認める思想に変わったのではないかと受け取らざるを得ないので、私にとつてはこれは重大な変革だと思ふので、これではちよつと認めがたい。この政策をとつてしまえば私はまだいいです。それで、いまの局長の説明は私にはわからない、説得力が少しもないのですが、もう一度説明してください。

○高橋(元)政府委員 繰り返すようでございますが、五十一年度の租税収入の動向、これに照らし合わせますと、五十一年度の財政運営に必要な財源を税収またはその他の税外収入といったような普通歳入をもつて上げてくることはできない。しかしながら、普通歳入をもつて賄える範囲に一般

会計の歳出を制限したならば、それは国民生活と国民経済の安定に資するゆえんではない。そこで五十一年度の財政運営についての必要な最小限度の歳入として財政法四条ただし書きのもう一つ例外になります。特例公債の発行をお願いをするというのを第一条の「趣旨」という条文の中に書いたわけでございます。これは五十一年度、昨年度の補正の際にお願いをいたしました公債の発行の特例に関する法律で申しますと、五十一年度補正予算において見込まれる租税及び専売納付金の減少を補うためというその事柄にまさに当たるわけでございますが、「国民生活と国民経済の安定に資するため」と申しますのは、五十一年度の財政運営にかかると特殊な事情を第一条でうたつておるというところでございませう。

○山中(吾)委員 大蔵当局はこの財政法に関する厳しい感覚がだんだんと鈍感になってきたから、こういう法案の最初の一条に政策目的を掲げるようになったのじゃないか。

それじゃ、ちよつと別な角度で大平大蔵大臣の気持ちをお聞きしたいのですが、七十六回の大平大蔵大臣の財政演説ですね。その中にこういう思想が明らかにされておるわけですね。「今回の補正予算により、昭和五十一年度の公債発行額は総額五兆四千八百億円となり、公債依存度は二六・三%に達します。従来の高度成長期におけるような多額の税の自然増収を期待し得ないこと等を考慮いたしますと、今後の財政運営はきわめて厳しいものになることが予想されます。もし、やすきについて財源の調達を公債の多額の増発に依存するようなことになるれば、著しい公債の累増を招き、財政の健全性は失われることとなります。申すまでもなく、財政の健全性を堅持することは国民生活の向上と経済の安定的成長の基盤であります。から、特例公債に依存しない堅実な財政にできるだけ早く復帰するよう、あらゆる努力を傾注する所存であります。」これは本会議でお読みになったとおりであります。

この思想は、特例公債発行そのものが国民生活の向上と経済の安定的成長の基盤を揺るがすものであるからやむなく発行するのであるが、速やかに復帰するように努力するという思想を明らかにされておる。したがって、国民生活の向上、経済の安定成長、今度の文章と同じような表現ですが、この特例公債発行そのものがそれを揺るがすものであるからやむを得ず出すという思想で財政演説をされておるわけですね。今度は特例公債発行そのものが国民生活向上と経済安定政策に資するためという、これは演説じゃなくて、法文の第一条の目的にされておる。半年の間に完全に特例公債に対する政治的思想が変わつてしまつていないじゃないか。

もう一度申し上げますよ。昨年の特例公債発行の場合には、発行そのものが国民生活の向上と経済の安定成長の基盤を揺るがすものだから、やむを得ないんだ、何とかすぐ取り戻すんだという思想で言われておるのです。今度の場合は、特例公債発行は「国民生活と国民経済の安定に資するため」と書かれておる。私は大変な思想の変革で、国会がそのままこの法案を認めていけば、いつでもいわゆる政策目的で特例公債は出せるんだという思想を認めることになるんじゃないか、それを心配してお聞きしてゐるのです。

○大平國務大臣 五十一年度の補正予算の場合におきましては、つまり五十一年度予算というものがありません。それが執行の途中におきまして歳入が予定どおり確保されないという重大な事態に達着いたしました。そこで特例公債の発行ということに踏み切らざるを得なかったわけでございます。国民生活の安定、経済の安定目的は五十一年度予算自体が担つておつたものでございまして、特例公債の発行の法律の中で特にそれをうたう必要を感じなかつたわけでございますが、ことしの場合におきましては、この五十一年度予算と不離一体のものとしてこの特例公債を重要な歳入法案として提案いたしましたわけでございます。当初から歳入欠陥を明らかに見積もられておるわけでございます。いま山中さんおっしゃる通りに、当初からそ

ういう歳入欠陥を補うものとしてこれを発行を許してもらいたいという趣旨であればまだしも、そこに経済の安定、国民生活の安定というような政策目的を入ると、性格の変更になるじゃないかという御指摘でございますけれども、私どももいたしましては、逆にそういうことをわざわざ政策目的を書いておいた方が、特例公債を出すことを、言いかえれば歳入欠陥があれば当然出してもいいじゃないかというイメージな気持ちに流れることになりやすいので、これはこれ自体が経済の安定、国民生活の安定上やむを得なく出すものであるという目的を、予算と不離一体の関係において明らかにしておくことが正直な行き方ではないかというところで、五十一年度と違つた表現にいたしましたわけでございます。

○山中(吾)委員 そういうお考えになることが、何か勘違いしているんじゃないかと思うのですが、その政策目的のためにはそれなら建設国債を出せばいいので、今度の場合も昨年と同じように、どうしても税の増収その他を前のような経済高度成長は期待できないのだから、財源欠陥でやむを得ないから出すという趣旨の第一条ならば私は安心をするのです。どうもその辺が便宜主義のものだと思ふので、この言葉がなければ少しもひっかからないのです、第一条も私にとつては、そこで、どこか財政法に対する感覚が、大蔵省自体が鈍つてきたんじゃないか。それがそういうことになつてゐると思ふので、この法文そのものをどうしても私は認めるという感じにならない。

ちよつと角度を変えてもう一度、これは大事なことで将来のこともあるのでお聞きしたいと思ふのですが、そうすると建設国債とそれから特例国債の違いは、どこに違いのめどをつけているのか。建設国債と特例国債の違いは、あと何が残つておるのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 建設国債つまり財政法四条ただし書きの規定によりまして発行する国債、それを財源とします歳出の使途は公共事業費、出資、貸付金ということに限定されております。し

かしながら、特例公債に関する法律をもってお願いいたします。特例公債法の歳入は、それ以外の一般の歳入に充てて、これは財政法の大原則からしますとまことにやむを得ざる例外でございます。私どももいたしましては財政法の定めておりますところの建設公債の原則、市中消化の原則というものをこの経済の情勢でございませぬならば堅持してまいりたいということでございます。できるだけ早く特例公債に依存する財政から脱却してまいりたい。これは昨年の臨時国会以来、大臣もしばしばここで答え申し上げておるわけでございます。私どもとしても、その考え方をもち続けておるわけでございます。

○山中(吉)委員 財政法の建設公債の趣旨は、投下資本が回収できるいわゆる資産を対象として建設公債は例外として発行できるという趣旨がもとでございまして、その趣旨が、すでに公団、公社、公庫ができておるから、そういう回収のできる資産に対する公債というふうなものはもう現実にならぬ、現在においてもそういう意味において、赤字公債という点においては建設公債において、赤字公債という点においては、全く同じ赤字公債である。回収というので、いかにゆるゆる公共事業ではないのですから、行政的な手段としての資産で回収できるようなものは公団、公社、公庫にみな移しちゃった、だから赤字公債については変わりはない。そうすると何が残りだと考えてみたときに、建設公債というものはやはり公債政策の対象として公共事業を多くする、少なくする、そうして国民生活の安定、これは不況の回復のために資産として公共事業をとかく財源がなくても計上する、こう政策目的として建設公債を考えてきた。残り、どうしても財源が不足なくして、純粋にいわゆる財政目的のためにやむを得ず特例公債を今年度——昨年だけと思つたが、こしも足りないから出すんだというなら、私も頭に入るのですよ。公債政策の対象として建設公債を考へる、その他は財政目的の例外中の例外の公債しかないんだ。これまで政策目的として出せるようにお書きになっているから、もう建設公債その他の特例公債も全然けじめがつかなくなつてしまつた、どこに区別したらいいんだというところをお聞きしている。どうですか、大臣、私の疑問としてお聞きを。どうですか、大臣、これは大変重大なことだと思ふのもう少し明確にしておいていただかないと、何回でも繰り返すことになると思ふのでお聞きしたいと思ふのです。

○高橋(元)政府委員 財政法四条ただし書きの規定で発行いたします公債、これは国が貸付金をやり、出資をやり、その資産を財政の中に回収してくるということであるために元来認められておつたという趣旨でないと私どもは理解しておるわけでございます。つまり財政法四条ただし書きによりまして公共事業費、出資、貸付金の財源に充てられるというところは、それによつて建設的な行政投資を含めた公的な投資が行われるその財源を構成する、そういった公的な投資の結果というものが国民経済、国民生活全体を潤して、回り回つて経済全体の活力となつて戻ってくる、そういうことが直接的に把握されるから、したがつて公債というものは普通歳入をもつて賄ひ得ない財政の赤字に対応するものでありますけれども、そこまでは通常の財政の運営の基準として財政法上書かれておるわけでございます。しかしながら、特例公債はそうではない、山中先生もおっしゃいましたようにそれだけの公債にとどめておつたのでは国民経済全体の活力を維持するに必要な財政水準というものを保てない、そこで五十一年度の歳入歳出の状況を見渡しまして、国民生活と国民経済の安定に資するために必要な財政水準を維持するため、財政法四条のただし書きのそのまた例外として特例公債を発行する、こういうことでございます。

○山中(吉)委員 これは数字で答えたり質問したりするんじゃないものだから、思想の問題ですかね、繰り返して時間がかかるだけだと思ひます。が、ひとつ静かに考えておいていただきたいと思ふのです。不況対策、景気の回復その他国民生活の安定、向上、国民経済の成長、安定その他政策目的のためには建設公債というものの、建設という言葉を使わなくてもいい、例外として私は財政法上認め、そして財政調整、経済の調整を図るために、私は必要に応じて逐次公債発行は政府も出し、国会も認めるべきものだと思ふのです。しかし、そうならばどうしても財源欠陥で急激な経済の変革、今度のような石油ショックその他の関係で純粋に税収の見込みが少くない、この向こう三四年はどうしても税収が見込み立たぬというふうな場合の補充のための公債というならばそういう政策目的を掲げたものにしてはならない、こういうふうな思ふので、どこかに間違いが起こつてつあるのではないかと思ふので申し上げたのであります。それでは話を進めていきますが、そうしますと建設公債と特例公債の歯どめはどこにもなくなつてしまつて、政策目的のさへ明確ならば幾らでも公債の額が出せるのだということになり、この法律自身にもその限度額はいわゆる予算の範囲内で議決させなければいけません、だから建設公債と特例公債の違いが、全然こう壁が取り払われて、その歯どめも国会の議決さえ得ればいけるのだということになつてしまつた。後われわれが何に信頼してこの歯どめを考えればいいのか、どうも考えてみると何も無い。結局、私は大平大蔵大臣の日本の財政に対する責任感、大平大蔵大臣の人格だけが歯どめになつてしまつた、大平大蔵大臣の日本の財政に対する責任感、おやめになつても何にしても将来に対してこの公債発行の歯どめは別に法的に制度的に保たなくてはならぬ、その人柄自身に信頼、それが歯どめになつてしまつたという感じがしてならない。ほかに何もないじゃないですか。どうですか、大平大蔵大臣、私はだからあなたの責任感をお聞きして、それが歯どめだと思つて話を進めるしかないのです、お聞きしたいと思ひます。

○大平国務大臣 冒頭に御指摘がございましたようにこの特例公債は財政法上認められていない財政手段でございます。歳入確保の手段でございます。例外中の例外であるということ、これがいわば最大の歯どめでございます。それから、それがゆえにこういう例外手段に手懸に訴へることは政府としても慎重に対処されなければなりません、国会におかれども慎重に対処されることでございます。しかし、それが第一の制約であると思ひます。しかし、これはもとより法律と申しますよりは政治的な制約であると思ひます。第二の問題は、したがつて予算の編成に当たりましてもあるいは予算の御審議に当たりまして、この特例公債によるという歳入は極力圧縮していかねければならぬ、これまた当然の道行きであらうと思ふのでございまして、一つの歳入の手段であるから、普通の手段であるから制約はないのであるということではなくて、非常な厳しい制約のもとで編成され、審議される性質のものであると私は思ふのでございまして。第三に、たびたび政府が予算を提出いたしました御審議をいたしておる過程におきまして申し上げておることでございますけれども、いち早くこれからのようにこの特例公債から脱却するようになつたかということが財政運営の基本的な目的である、財政運営上これが一番大事なことでありと考へております。これを政府は国会内外に訴えてきておりますことと推して、このことがいかにいろいろな制約のもとで選択した歳入手段であるかということに対する意識を表明したものであると思ふのでございまして。さらに第四に、特例公債に対する償還の問題、償還財源をどうするかという問題につきまして、政府は普通の償還財源の調達方法以外に、剰余金全部を国債整理基金特会に繰り入れるとか、あるいは毎年予算に定める金額を償還財源に繰り入れるとかいうような措置を講じることになつておるゆえんのもの、そういう問題意識を常に持っているからでございます。財政当局に対する御

信頼をいただき、御鞭撻いただくことも大変ありがたうございませうけれども、私どもとしてはそういうものとしてこの問題を受けとめて真剣に対処してまいるつもりでございます。

○山中(吉)委員 大蔵大臣の人格、責任感を唯一の備えとしていまお聞きしたのを一応質問を續けていきたい、ほかに備えがなさそうでありますから。

私は、一言さらに加えれば、政策目的のために国債をこれだけ発行しなければならぬならば、建設国債をもっと出せばよい。七兆円全部建設国債で住宅あるいは地方環境施設、地方道、政策目的を言うならもっと枠を多くして建設国債でやるべきであると思つてゐるのです。しかし、そうすることは一方に刺激予算になり、過熱になるという可能性があるので、政策目的、いわゆる国民生活の安定と国民経済の安定を考えると公共事業はこのぐらゐにとどめるべきものだといふので、建設国債を三兆円程度に抑えて、残りはもう財政的な目的しか考えるわけにいかないから、この特例公債を出しになった。したがって、この目的を入れるという事は矛盾であり、これを入れるのなら全部七兆円建設国債を出すべきだと私は思つておるわけですから、その点ひとつさらに理性的に財政法のたてまえに立つて吟味をしていただきたいと思つております。

そこで、大臣のお話というものを信頼をして、それなら大蔵大臣のこの特例公債を出す心構えとか責任感というものがどこにあらわれておるか、それをお聞きしていきたいと思つてゐるのです。

私、お聞きしたいその責任感どこに探し求めるののいいかというのを考えたときに、第一は、五十一年度の予算編成にこの特例国債の発行額を最小限にとどめる努力がされて、どこにあらわれておるかということ。

第二に、いまちよつとお触れになつた償還計画に速やかに均衡財政に復元する苦心がどこに出ておるかということ。

第三に、この国債の市中消化、その消化にいろいろ苦心をして、インフレ防止をするためにどういう対応をとつておられるか。

第四に、将来さらに二度と、例外中の例外はあつても、もしも、しよつちゆう出るような特例公債の発行の状況を起こさないために、私は本会議で、西独の例にならう経済安定法などの制定があるかということをお聞きしましたが、これは予防対策ですね。こういうことが、将来出さぬために、税収の自然増収がある場合にはいゝわゆる基金の設定をするとか、再び特例公債を発行する必要のない、政策的に予防対策を準備されてゐるかどうか。

大体四つの点でお聞きして初めて、この特例公債発行の備えといふものがあるかないかが、それによつてわれわれ国会議員は心証を得るしかないのだ。そうすると、政府及び大蔵大臣の具体的な苦心の跡が、この法案の提案の裏づけに実証されておるかどうかといふことを中心に置いてこの法案を吟味するしかないのだ、こういうふうに私は思つてきたわけなんです。

そこで第一の、五十一年度の予算編成について特例公債発行するについての御苦心がどれだけあらわれたかといふことを、ちよつと予算を通じて一べつをしてみたところ、そんなに苦心をされておられないのではないかと思ふので、その辺ひとつお聞きしたい。具体例を一、二ずつ出してお聞きいたします。

これは本会議のときも私、お聞きいたしました。公共事業の中で、どうも大型プロジェクトが非常に多い。中国四國の連絡橋あるいは新幹線、大企業の要望にこたえた点が非常に多いのではないかと。まだ田中さんの日本列島改造論が生きておるのではないかと。これは、こういう特例公債を出すような状況にあるならば、住宅とかあるいは地方の上下水道とかあるいは環境施設とかあるいは地方道とか、生活に直接関連した公共事業、こういうものにうんと出すべきではないか。必要なら、政策目標を掲げるくらいなら、特例公債を出さないと、いわゆる建設公債の枠を七兆にして、全部それでやつた方がいいと思ふ私には思ふのでありますが、どうも、公共事業の場合にそういう大企業を救う事業が重点に行われておる。

なぜ私、申し上げますかといふと、こういう大企業に着手すれば、途中でも中止はできない。七年、八年ですね。橋をかける、途中から中止はできないと思ふのです。しかし、住宅とか地方道とかそういうものは、ことし、来年、再来年の経済の状況その他によつていわゆる緩急自在に、少し延ばすとか、公共事業の進捗の仕方を一時中止するとかいふことはできる。しかしこの大企業は、一たん着手したらできないじゃないですか。

こういう特例公債を出す段階で、しかもあと三年、四年出さざるを得ない試算を出しになつておる大蔵省でありますから、議出面において同じ公共事業を計上するならば、景気の回復によつてその進捗を緩急調整できるものにする配慮があれば、ああ、ずいぶん御苦心されておるなといふことも私は受け取れるのですが、それがないように思ふのです。中国と四國の連絡橋は、大平さんが四國の出身ですから、これはちよつと、申し上げると痛いのではないと思ふますが、一般論で、そういう配慮が少な過ぎると思ふのですが、いかがですか。

○大平国務大臣 特例債に頼らざるを得ないとしても、最小限度の金額に努めるように努力した跡が見られないじゃないかといふ御指摘でございますが、まず、ことしの予算の規模でございますが、一四%程度にいたしましたことは御案内のとおりでございますが、大体ことしの経済を考えた場合に、財政に対する期待が大変大きいわけでございますので、一般のGNPの平均の伸び率より若干高目のところに財政を持ってくるつもりでございます。要望が切でございます。財政が置かれた立場を考へてみますと、この要望にはこたえなければならぬという制約がございまして、そういう要請にこたえながら、当面のいろいろな多岐な要求をその中に吸収して編成されたのがことしの予算である

と御承知を願ひたいと思ふのでございます。午前中も佐藤さんのお答えに申し上げましたように、公債を減らすだけが主でございますならば、いろいろやりようもあつたと思ふのでございませうけれども、財政また別の目的に奉仕しなければならぬ立場にあるわけでございますので、そういう立場に対しても御理解をいただきたいと思ひます。

その場合に、大型プロジェクトがちよつとごらつくじやないか、住宅とか水道、地方道路などにむける重点を置くべきであつてという御意見でございます。それは、それなりに私も山中さんのおっしゃることは理解できるわけでございます。また事実、住宅であれ下水道であれ、上下水道それから地方道、それぞれそれなりの配慮はいたしてあるつもりでございます。

ただ、大型プロジェクトが大変かんにさわつておられるのでございませうけれども、これは新しく大型プロジェクトを発足させようというのじゃないのでございませう。これはすでに政府として決まつて、法律をもつて公団もつくり、すでに予算も御承認を得て決まつておつたものを、オイルショックの後の経済調整の必要上ストックをかけておつたわけでございます。それを全部フルに復活するというのでなくて、許される範囲において復活をしよう、世論の納得が得られる方法、程度、タイミングにおいて考えようといふ、ごくハンブルな考え方であつておるわけでございます。でも、もし新しく大型プロジェクトに着手するといふのでありますならばおしかりをいただきますけれども、そうではないかといふこと、そして、この新幹線にいたしましても、また架橋問題にいたしましても、それなりに必要性があるわけでございます。思ひますけれども、政府の苦心、配慮いたしたところにつきましてもそれなりの御理解を賜りたいと思ひます。

○山中(吉)委員 批判はきつちりしておかないといけないと思ふので問題を出しておいたわけであ

ります。

今度は歳入面にしましても、特別措置については非常に徹底して再検討したと言いますけれども、これについても税集中質問のいろいろあったと思いますが、これにも私は批判があります。しかし、やはりこの機会にも一度印象をお互いに深めておかなければならぬのは、医師優遇税制の問題だと思ふのです。

この五十一年度の税制について税制調査会の答申の中でずいぶん厳しく政府に対しておきゅうをすえておるように思ひます。文章の一部を讀んでみますと、具体的な改善案まで提案をして勧告していたにもかかわらず、その実施を見送ったことは「まことに遺憾である。」という表現が一つある。それからさらに、この「答申程度の改善を」——これは収入千五百万から五千万と区別をして非常に合理的な——私には不徹底と思ふほどの案が出ておるのですが、この「答申程度の改善を実施に移すことなくしては」税の改正に対する「政府の姿勢について、納税者の納得を得ることはできない」とまできめつけられておる。これは何回か出てきて、しかも五十一年度の税制の答申に出ているにもかかわらず、これがやれない。そして一方に特例法を出しておるということでは、政府の責任感というのが口先ばかりだと見られてもやむを得ないし、いつかは増税しなければならぬというところが午前中の質疑答弁の中にも出ておるのです。こういうことがやれない前に増税をして国民が合意するはずはない。ここにも特例法案の提案の裏づけとしての政府の心構えが鈍いのではないか。これも私は一言やほり聞いておかないといけないと思うので、もう一度大蔵大臣の、心の中ではないいろいろと悩みがあると思ひますが、御心境を開いておきたいと思ふのです。

○大蔵政府委員 税制調査会の答申並びに五十年にもう一度重ねての答申は、ただいま山中委員がおっしゃいましたとおりでございます。私も鋭意努力を続けてまいっておりますが、主税局長

だけの立場で申しますれば、まことに遺憾なことはいまだに具体的な案を出しするところまで参っておりません。ただ本件は、非常に複雑な背景を持つておりますことも、これ御承知のとおりでございます。先日閣議決定をいただきましたように、やうと医療関係者が同じ場に入ってきてもう一度根元から議論をしようということまで参りました。これは私も少しは前向きに参りまして、考えておりますけれども、やはりこれにつきましても非常な御批判があることも重々承知いたしております。もう少し時間をいただきました上で、何とか御納得のいただける結論を得たいものと心から期待をいたしております。

○山中(五)委員 一昨年でしたが、大蔵委員会での問題を私取り上げて、必要なら武見会長も呼んで堂々と税制の原則を訴えて実行すべきだ、日本の国民の最高のインテリ層である医師会がわからないはずはないとまで主張して、与党の諸君も、坊委員が関連質問で賛成だということまで言つて決議をするところまで委員長も考え、いつの間にかどこかへ行ってしまった。私はそんなことで国民にさらに増税をお願いするようなことはできない。恥ずかしくてできない。私などはそういうことで選挙が不利、有利なんというようなことを考えてやる気はありませんから、政府もひとつ腹を決めてやってもいいと思ふのです。

それからもう一つ、今度の予算の要点は、この不況を何とか回復したいところから、財源欠陥であつても予算はこれ以上縮小できないというところで二十四兆円の予算になったと思ふのであり、それも苦心をされた、大平大蔵大臣の言うとおりそのまま受け取るのであります。しかし景気回復の手段とすれば、公共事業の拡大と減税との両面を考へるのが常識であると思ふのであります。公共事業を拡大して仕事を与えて、そして一応収益の關係から倒産を防いだりすることではできないと思ひますが、最終需要の増加を考へなければ、結局売り上げその他の關係から企業は価格を上げざるを得ないので、いわゆるスタグフレ

ーションをそのまま延長するということになるのではないかと。そうしますと、やはり今度の二十四兆円の予算のあり方の中に、不況下の物価高というふうなものを余り心配をしないで、企業本位の不況回復の予算ということに重点が入つてしまつてゐるんじゃないか。

〔委員長退席、森(美)委員長代理着席〕
やはり、最終需要の増加を考えた面と公共事業の拡大と二つ予算の面に入れるべきではないかと思ふのですが、これはアメリカと日本の事情が違ふのだというように答へておられるけれども、これはどうでしょう、これも特例法を出す、責任をあらわす予算編成の問題として政府の心境を開いておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 財政政策の立場から申しますと、特例法をお願いしなければならぬような状況でございますし、また減税を鋭意やっております。日本でごさいますので、こういう状況でしばらく減税を御遠慮いたしたいということも御理解いただけるのではないかとこの立場でござい

さらに、私がつけ加えさせていただきますならば、日本の場合、いまの状態は決して正常な状態ではないと思ひますのは、個人の家計はどうやらやっておりますけれども、中央、地方を通じて財政は大変窮乏した状態にあるという状態は決して健全ではないわけでございます。個人もとりつぱにやっておりますが、しかし財政もまたバランスのとれた状態で中央、地方もあるという状態が確保された上で減税が議論されるということであつて初めて実のある議論ができるのではないかと。いうような感じが実はするわけでございます。財政の立場から言いますと、そういうような感じがいたします。これを率直に申し上げて御理解を得たいと思ふのでございます。

ただ、景気政策の立場からは確かに山中さんおっしゃる通りに減税でいくべきである、そして個人消費を拡大し、それを通じて景気不況打開の

糸口をつかむべきではないかという御議論、これは経済界にもございまして、学界にもございまして、また国会にもございましてを私もよく承知いたしておりますが、政府のこの立場は景気政策の立場から申しますと、これはむしろ公共投資の拡大というところでやる方がより適切でないか、直接的でないか、効果的でないかという判断で、公共投資を選択したということでございます。

また、さらにこれにつけて申し上げることが許されるならば、消費性向が上向いてまいるといふことのために、単に減税によつてそれが期待できるといふよりは、むしろやはり経済自体が安定して展望が明らかになってくるということこそが、この消費性向が向上してくることを招来するゆえんでないかというように、いま減税をすることによつて果たして消費性向が向上することになるかという、必ずしも期待どおりでないのではないかとこのようにもございまして、ことしの予算におきましては、公共投資の方にアクセントを置くことにいたしましたわけでございます。

○山中(吾)委員 たびたびそういうお考えを答弁の中で聞いておるわけですが、やってみなければわからぬですから、公共投資の方も仕事の場所を若干多くして、しかし、最終需要が伸びないために購買力に對応することができないから、いわゆる価格を引き上げるということとを繰り返して、何回か公共事業を拡大して同じことを繰り返して、やはり最終需要を拡大しない限りは解決はないということだけは明らかでございまして、これは来年度に向かつて少なくとも景気対策ならば、一方に企業側の公共事業、他方消費者側の購買力増進の手を、両方考へない限りは片手落ちであり、そのために一兆円の公債を多く発行しなければならぬなら、私はそれの方がもっと意味があると思ふので、これは見解の相違でありますから、一応問題として提起しておきたいと思ふのであります。

頭に置いて建設公債という形をとった方がいいのか、そういう判断基準もあると思います。それから、そのときそのときの需要管理政策としての公債の発行額の伸縮ということもあると思います。その二つの要請を絡み合わせて、公債依存度の適正な水準というものを考えていくべきではないかというふうに考えております。

○山中(吾)委員 こういう質問を申し上げたのも、いわゆる五十五年以降特例公債の発行が解消されて建設国債だけが残る時代がずっと続くだろう、そして四十三年以来の公債政策というものが財政の一つの常識として残っていくんであるうと私は思うので、そのときに、満杯になってもいいんだ、そのときだけという思想でなくて、やはりすき間を一定置いて、そして調整をする機能を予算編成の中にいつも考えていくという思想が、この間、大平さんは、そんなことを考えていないんだという答弁ですから、それではおかしい、それではちよつと私も認めるわけにいかぬと思うので、確認をしておきたいと思つて申し上げたのです。それはどうですか。私の質疑に対してもう一度お聞きしておかないと、本会議の答弁では簡単に、そんなめんどは無いんだ。そうすると、公債政策を放棄したことになるのでして、公債を発行しているということ、主体的に調整をする一つの手段として、いわゆる税の収入で、財源欠陥がなくとも、いままでのように一方に減税をしながら一〇%程度の公債を発行しておたわけです。それは、財政的立場で主体的に調整をする余裕を残すために、この依存度のめどというものは適当でない、捨てるんだといえ、一方に減税をしながら公債発行するなんていう論理は財政上出てこないでしよう。そういうことを明確にしておきたいと思うのでお聞きしたいと思つたのです。

○大平国務大臣 私の記憶によりますと、本会議におけるあなたとのやりとりにおきまして私の受けとめ方は、財政の国債の依存率という一つの考え方としてお尋ねがありまして、それに対して理論的な問題としてごく簡潔な言葉で自分の感じを

申し述べたように記憶があるわけでございますが、いま現実に日本のたぐいまの財政で、四十二年以来の経緯を踏まえて、今日の公債政策がどうあるべきかという問題としてのお尋ねでございます。すなわち、まさに御指摘のとおりに私も思います。○山中(吾)委員 お聞きしたいことがたくさんございまして。しかし、もう持ち時間が切れそうでございますから、もう一つぜひお聞きしたいことがあるのです。

それは、国債ばかりでなくて、公共債、地方債その他を全部含んで、日本の財政のあり方を考えなければならぬと思うのでありますが、国債だけでなくて地方債を含んで五十一年度の総額は幾らになりますか。

○松川政府委員 五十一年度におきましては、国債が七兆二千七百五十億円、政府保証債が七千六百億円、政府関係機関債が一兆四千七百億円、地方債が四兆八千十億円、合計いたしまして十四兆三千六十億円という公共債が予定されております。ただし、このうち運用部で引き受けるものがございまして、市中に消化をお願いする分は十一兆八千億円余でございます。

○山中(吾)委員 一方に民間の預貯金。毎年度ごとの預貯金の増額総額はわかりますか。

○松川政府委員 昨日日銀から発表になりました数字でございますが、昭和五十年年度中の貯蓄実績の速報でございますけれども、これが合計いたしまして三十三兆七百四十二億円、そのうち預貯金の形をとりましたものが二十六兆一千七百九十五億円、保険の形をとりましたものが三兆四千七百九十九億円、証券の形をとりましたものが三兆四千二百二十八億円でございます。

○山中(吾)委員 国債の発行が国民の貯蓄の枠内で発行しない限りインフレになるということは明らかでありますのでお聞きしたのでありますが、毎年十数兆円のいわゆる公共債が発行される、一方に国民の預貯金がいまそれ以上にあるわけですね。そういう範囲内で、市中消化を徹底していけば、一応他のいろいろの方法をあわせていけば、

インフレは、公債発行の時点だけ考えていけばそういう心配はない、こういうことは言えますね。○松川政府委員 おつしやるとおりで、それが一番望ましい姿だと思つております。

○山中(吾)委員 最後にもう一つお聞きしておきたいのですが、こういう特例公債を発行するについで、同じようなことを繰り返すべくでなくて、少なくともこれはもう今度限りにすべきだという立場に立てば、二度とこういう特例法を出すようなことのないように予防対策は政府としては立てるべきである。そのときに、いわゆる経済安定法というふうなものを参考に、好況で税の自然増収がふえたときに調整基金の中に繰り入れるとかいう、全部減税でなくて、不況の場合における特例公債を発行しないためのいままのような基金、あるいは最近試算を出したような一年ごとでなくて数年の財政計画を立てるとか、そういう根拠法をつくるべきである。そうでないと、同じことを繰り返すと思うのですが、そういう考え方、準備をされておりますか。

○高橋(元)政府委員 単年度の財政バランスだけでは財政運営がうまくいかない、そこで多年度間のバランスを圖っていくべきである、そのためには財政の運営に計画的な要素を取り入れていく、また、年度間にわたるような新しい制度の導入を圖つたらどうか、こういう御指摘でございます。もちろんそれは十分検討に値する御意見でございます。し、今後の財政運営に当たってはそういう点を念頭に置いて研究を進めてまいらなければならぬというふうに思つておりますが、現在の単年度主義でできておりましたところの財政制度との関連、それから計画的な運営になりました場合の財政のフレキシビリティの確保、その他現在の諸計画との関係、そういった基本的な考えなければならぬ問題が数々あると思つた。こしし財政制度審議会からいただきました御意見の中にも財政法の改正ということもそろそろ考えてみたかどうか、こういう御指摘がございました。私どもとしても財政制度審議会、その他を通じて勉

強をしてまいる所存でございます。

○山中(吾)委員 最後にもう一つお聞きしておきたいと思うのですが、先ほど国債の依存率のことをお聞きしましたけれども、別な角度で予算に計上されておる、いわゆる公債費、利払い費を含んで、これが一般会計歳出に占める割合というものが重要なめどにすべきだと思つておりますが、五十五年度には大体国債の発行額の七割くらいが一方公債費になっている、これは大体間違いないでしようね。国債発行額の七割が一方に歳出の公債費に充てざるを得ない、そうですか。

○高橋(元)政府委員 大体七割弱でございます。

○山中(吾)委員 それでいいのですか、ということを質問したいのでありますが、五十一年度の予算を見ると一兆六千六百四十七億円、ほかの歳出と比較すると、生活保護費が六千三百三十二億円だからその二倍くらいが償還、利子支払いその他で計上せざるを得ない、社会福祉の七千八百七十八億円からいっても二倍である。これが大体五〇%程度の場合です。五十五年は七〇%くらいが歳出の方の公債費に計上。これではほとんど国債発行の意味がないんじゃないか。たつた三〇%だけが国民生活に関連する歳出にしか当たらない、こういうのは私は財政ではないかと思うのです。これを考えるときに、公債発行のめどを国債依存度五〇%、一〇%にするということがどうもびつたりしないならば、せめて歳出の公債費が公債発行総額に占める割合を少なくとも五〇%に抑える、公債発行総額の五割は国民生活のために使える程度にいわゆる国債発行でなければ意味がないと思うが、これはどうですか。

○高橋(元)政府委員 御提出をいたしましたその財政収支試算でございますが、それによりますと、ケースIと申します、五十五年度に特例債がなくならないケースでは五十五年度の公債費は一般会計の約一〇%、それからケースII、五十四年に特例債がなくならないケースでは九・七%というふうな計算されております。これはそのほとんどが利払い費でございますが、こういった一般会計規

模の一割になんとなす、または一割に乗つかつてゐるような国債費が財政の弾力性を著しく阻害するといふことは仰せのとおりでございます。外国の例を見ますと、一〇%を超えるような国債費の割合を持つてゐる国、たとえばアメリカがそうかと思ひますが、そういう国もございませうけれども、いずれにしても弾力的な要因というものをふやしていくべきでございませうし、租税の多くを国債の利子の支払いに充てるといふことが財政として適当だと思ひませんので、私どもは将来の財政運営につきましては国債をできるだけ、少なくとも特例債からできるだけ早く脱却をする、先ほど大臣からお話のございました建設公債の規模につきましても適切な水準を維持していく、要は歳入、歳入両方の規模に配慮を払つてそういう非弾力的な要因を極力圧縮していきたいといふふうに考へております。

○山中(吾)委員 私の問題にするのは、いわゆる試算のケースIの方ですが、五十五年の公債金収入が六兆五千二百億、歳出の方の国債費が四兆四千二百億、したがって、公債の発行による収入が六兆五千二百億に對して、利子支払いその他を含んだ国債費が四兆四千二百億で、七〇%は意味がない。累積国債が多いからですよ。こういう状況ならば公債発行の意味がないから、徹底的に償還計画を立てていかなければ意味がないじゃないかといふことを強調したいわけでありませう。

しかも、さらに私が疑問に思ふのは、この国債費の支払い先はいわゆる大企業である金融機関であり、高額所得者、大量に国債を購入しておるものは、われわれ庶民の税金、資金で、今度は累積した六十一年は大体百兆円ぐらゐになるのぢやないかと思ふのですが、利子支払いその他も大資本にまた払つていく。二重に所得分配の不公平を積み重ねていくものだ。こういう公債発行といふものは、一方にインフレの原因になりながら、他方には大企業に有利な金の使い方もできるし、今度は償還をする、利子払いをする場合には、庶民に

払うのではなくて、市中銀行その他そういう人に払つていく。分配の公平からいつたら二重、三重に不公平の原因をつくるものであるといふふうに分析されるので、私は、公債発行については厳しく政府においても考へていかなければならぬ問題であり、われわれが考へておるような問題でないといふことを一通り調査してみても、つくづく感ずるわけでありませう。そういうことを思ふので、おなじりに出されては困るし、出しさえすれば多数決で簡単にいくんだと思はれるようなことではとんでもない、少し苦しんでもらわなければ困るといふことを痛切に感ずるのであります。

そういうことを考へながら、大平大蔵大臣も今度スツポンのように食いついてもいいやうな言葉を使つて、言つたときも新聞に載つておりましたけれども、そう簡単に通過してはならぬ法案だと思ふのであります。財政的にやむを得ないといふ一方の要求があるにしても、国会で簡単に通過するやうなそういう性格の法案ではないのだと強調しておきたいと思ふのであります。

以上、終わります。

○森美委員 代理 武藤山治君。

○武藤(山)委員 きようは通告の順序は横路代議士になつてゐたのでありますが、突然きようは北海道の方でどうして上京できぬといふので、ピッチヒッターで私が質問することになりました。準備不用意でありまして、きようは大平大蔵大臣と少し大臣に答へていただけの程度で政治論を展開してみたい、かように考へております。

すでに予算委員会でも論議され、また午前中佐藤委員や山中先生からいまお話をありまして、この財政法に反する特別の法律をつくつて、多数の政治力で、条文さえ整へれば財政法の精神なんか踏み込んでもいいんだといふ考へ方にどうして私たちがそう簡単に耳を傾けるわけにいかうして私たちらは、日本は、日本の財政法といふのは、世界先進国家と比較しても非常に苦しい経験を経た、また過去の戦争といふ苦しい経験を経た、他国と比較しても遜色のな

いりつぱな財政運営の基本を定めた財政法を持つておると、実は誇りにいたしていいと思つていたのであります。しかし最近、この両三年の傾向といふのはこの財政法を全く踏みにじる、建設国債もどんどん枠を広げ、公共事業費の範囲を広げれば額はかなり大きくできる、目いっぱいやつた、なおかつ赤字公債を膨大な額を出さざるを得ない、全く財政法はあつてなきに等しい状態ではないかと憂へるのであります。こういう事態に對して大臣は本気でどのような反省をされ、みづから責めてゐるのか、まず大臣の心境を一回冒頭にお聞かせいただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 財政法が禁止してゐることと申すよりは、財政法が予定してゐないこととございまして、いまの事態は確かに異常な事態であると思ふのでございませう。しかし現実にはわが国がそういう厳しい状況のもとに置かれたわけでございます。そういう中で中央、地方を通じて行財政の水準を何とか維持しながら経済の回復を図り、その経済の回復を通じて財政の正常化をもたらし、そのことが今日われわれの課題であらうと思ふのであります。一刻も早くこの事態から脱却を図ることこそが私ども財政運営の根本的な道標でございます。そのことのために全力を傾けておるわけでございます。いささかもこの事態で偷安をむさばるといふやうなことがあつてはならないわけでございますので、その点につきましては十分戒めておるわけでございませう。私どもの立場、私どもの決意に對しましては十分の御理解を

持つて御指導をお願いしたいと思います。

○武藤(山)委員 こういう事態になつた原因は何か。その原因について現実にどう対応しつゝあるか。そして近き未来にどういふ結論に達するの。過去、現在、未来を通じて、赤字公債を発行せざるを得なくなつた日本財政といふものの展望を持たなければならぬと私は思ひます。そういう立場から、なぜこうなつたのか、なぜ七兆円も国債を発行せざるを得ないのか、得なくなつたのか、それをひとつわかりやすく国民の前に明らかにしてください。

にしてください。

○大平国務大臣 一昨々年の秋、いわゆるオイルショックを初め世界の資源危機が表面化したとして、世界経済全体が大きな動揺を経験いたしましたことは御案内のとおりでございます。一、二カ月の間に重要な資源がその値段が一挙に四倍にもなるというやうな、空前でしかも絶後とも言つていいやうな事態が起きたわけでございます。したがつて、わが国のように多くの重要な資源を海外に仰いでゐる国といつたしまして、わが国の経済がそのまゝの状態では立つては行かぬわけでございます。まして、わが国の経済が壊滅に瀕した状態になつたことは御案内のとおりであります。したがつて国庫が期待したとおり入りました歳入、中央、地方が期待したとおり入りました歳入といふものは、期待どおり入つてこなくなつたわけでございます。それから財政運営の方針といつたしまして、入るをはかつて出るを制すればいいわけでございます。それから、歳入を大いに削減いたしましてこの事態に對することも確かに一つの方法であつたと思ひますけれども、そういたしますならば混乱いたしました経済がさらに落ち込んでしまふおそれがあるわけでございます。私どもは一方において非常な歳入の欠陥を来したしながら、一方において歳入をむやみに削減することは許されないう絶体絶命の立場に立たされたわけでございます。したがつて四十九年、五十年、五十一年のわが国の中央、地方を通じての財政は、行財政水準は維持しながら、不足の歳入を残念ながら公債に多く依存しなければならぬといふやうな状況で推移せざるを得なかつたわけでございます。しかしながら、幸いにいたしまして、経済は国民の努力等によりまして漸次回復の徴候を強めてまいりまして、歳入につきましてもようやく政府が予想したとおりになりました水準を確保できる状況にまで立ち至つておるわけでございます。ここ、両三年努力して正常化に努めてまいりまして、この不正常的状態からの脱却は不可能でないと思

〔森（美）委員長代理退席、委員長着席〕

ないのであります。

の感じでは世界は

いたきたいのは、よその国と日本の立場、資源

事情が全然違うということでございますが、アメリカのように資源をみずからたくさん持っている国とそうでない日本、日本は持たざるものが、しかも非常に有利であったわけでございますが、今度は持たざるが大変不利に転換いたしました。非常に好調から逆調に極端に逆転いたしました国柄でございますから、アメリカとは根本的に違う。ヨーロッパの国々も石炭その他で資源の持ち方は日本と違うわけでございまして、したがって日本のような今度衝撃を深く受けた国はなかったわけでございますので、その点につきましては日本の置かれた立場というものに対して分析をいたしますならば、日本の政府の立場も御理解がいくのではいかと思ひます。

それから第二の国内の問題でございます。政府のやつたことにつきまして、とりわけ大蔵省の対応力というものについて不満足あるいは時期を失した点がなかったかということでございますが、それは一々私も記憶をいたしておりませんけれども、しさいに見れば武藤さんの御指摘のようなことも多々あったかと思えます。私どもも精一ぱいやつておるつもりでございますけれども、いろんな、いまから振り返ってみますと、タイムリーに打つべき手がおくれたりいたしたことは確かにあったのではないかということは常々反省いたしておる次第でございます。

○武藤(山)委員 常々反省をいたした言葉を開いたのはいまが初めてで、予算委員会の中でやいままでの本会議の答弁などを聞いたら、もう全く政府は責任を感じてない答弁で終始していた。いよいよもう予算も自然成立をする、もう少々本音を

言つても痛くはない、財特法だけだからこの際はいづれにいたしましても、大蔵大臣の心境は、できちやつたことはしようがない、金がないんだからしようがない、見積もつた歳出だけは実行いたしたい、もうそういう気持ちで一ぱいだらうということはよくわかります。わかるけれども、われわれは年度内に法律を改正しなくてやれるものはこう

いうものがありますよ、来年度の税制改正にはこういうものを手直しすべきですよ。ずいぶん野党は具体的なものを持って政府に反省を迫ったんですよ。ところがそれはさっぱり功を奏していない。これはもたもたしていると五十二年度予算にもそういうのはつきりした努力の跡が見えるようにはならないような気がいたしますね。私はそういう点、まだまだもう少し真剣に大蔵省取り組むべき問題がたくさんあると思うんですよ。

長期計画の問題も、私はあなたが大蔵大臣になった直後の委員会で、歳出を減らしていくためには、長期計画が何本もある、十本もあるような五年計画、十年計画、七十年計画というような、いろんな道路や港湾やさまざまな長期計画というものを全部洗い直さなければ、歳出を縮めることは不可能です。これを政府として早急に取り組んでもらわぬことには、大蔵省としては金の捻出ができなくなるんじゃないか、そういうことも注文をしてきたわけであります。しかしどうも新聞報道などを見ると、そういう長期計画の変更もそうはかばかしく進んでない。これは政府全体としての問題であります、どうも怠慢ですね。それとも圧力団体の圧力が強くて、歳出の方のそういう長期の展望を新たにここでし直すということがなかなかできない、民主主義の欠陥なんだ、政党政治の欠陥なんだと割り切ってしまうべき問題なのか、政府の努力によって改善できるという問題がまだまだたくさんあると判断をすべきなのか。私はそういう問題もまだたくさん残っているような気がいたすのでありますが、大臣いかがでございますか。

○大平国務大臣　私ども精一ぱいやっておりまして、落ち度がないと言えないことは先ほど申したとおりでございますけれども、しかし経済もおかげさまで漸次回復の徴候を見せてまいったわけでございます。これは、諸外国と比較いたしたとしても、回復の状況必ずしも見劣りはしていませんのでございます。それから、物価もほぼ予定されたフレームの中で処理がついておるよう

ございますし、国際収支も大きな狂いなくバランスが維持できておるわけでございます。
したがって、確かに、一々せんざくをいたしますれば、政府の対応につきましているいろいろな注文がつけられていたし方ないと思ひますけれども、全体といたしまして、私は政府の対応が間違つておつたとは言えないと存じておるわけでございます。

で、これからの問題は、物価をどのように制御してまいりませうか、あるいはせつかくおさまりかけておる状態にある金利をどのように誘導してまいりませうか、せつかく回復の徴候を見せてまいりませうか、そういうことが軌道に乗せてまいりませうか、そういうことが確かにこれからの課題でございますが、そういうことに對しましてわれわれが周到に對処してまいりますならば、政府がいま予想いたしております展望に大きな狂いなく五十一年度の経済は運営が可能でなからうか。したがって、財政もまた正常化への歩武を進めることができるのではないかとこのように見ておるわけでございます。

しかし、いろいろ厳しい御批判がある点につきましては、いさし御指摘いたされて、正すべきことは正していかなければならぬことは当然と心得ております。

○武蔵(山)委員 大臣、いませつかく物価の問題の方に話がそれていきまして、私、いま物価の問題を論議しようとしておるわけじゃありませんけれども、出ましたからちよつと触れておきたいのであります。たとえば日銀月報を見ると、一九七〇年を一〇〇とした指数で世界各國の物価動向が明らかになっておる。これを見ると、この六年間で世界で一番物価が上つた国はイギリス、ことしの一月で二〇二・三、二番目がイタリアの一八一・一、日本は一八〇・四ですね。この一月の水準を見るとイタリアとほぼしてんごんで、世界三番目に消費者物価の高くなつた国です、この五、六年間。それから、卸売物価を見ても、日本の総平均は一六一・六ですから、これ

も決して低い方じゃありません。だから、物価問題も、現在の一〇〇ぐらゐに抑えても物価水準といふのは高いのでありますから、ただ狂乱物価の二五、二六、二七といふのと比較すると一〇〇%は低いように感じますけれども、預金金利と比較した場合にははるかに高いのでありますから、これはもう物価問題が解決したなどとはお世辞にも言えない数字なのであります。

まあ、その話はいろいろいたしましたが、この国債発行をこれから四、五年続けなければならぬと言ふ。しかも、膨大な金額である。そのツケが将来回つてきて、国民に負担が転嫁される。容易ならざる事態である。これを本気で解決するには、具体的に大きな柱はどんなものがあるんだ。この赤字財政を克服する方法の大きな柱は何と何と何があるのか。大蔵省が考へておる柱をまず明らかにしてください。

○高橋(元)政府委員 申し上げるまでもなく、特例公債への依存の体制から脱却してまいらう。このためには、まず第一に、歳入を極力圧縮をしていくといふことだと思ひます。たとえば、本年度の予算編成の際にも、補助金について相当な圧縮を行いました。それから、一般の旅費、庁費というふうな行政コストに当たる経費、これにつきましても極力、恐らく実質で同額というぐらゐの程度に抑え込んでおるわけでございます。定員、機構についても極端に圧縮を図つておる。そのほかに各種の事業につきましても、できるだけ新規の事業といふものを抑制的に考へて、真にやむを得ないもの、官民の負担区分といふものを考へて国で行わなければならないものといふものに限定してやつていくということが歳出面の柱だと思ひます。

歳入の方につきましては、まず、財政収支試算でも、それからいわゆる経済計画の概算でもありますように、特例公債に過渡的に依存することはやむを得ないとしても、将来建設公債原則に戻るとしますと、現在よりも租税負担率において計画期間中に三ポイント上るといふことを言つてお

られるように、歳入の確保ということも租税を通じて、また税以外の料金価格についても図つていかなければならぬであらう。それが基本的には特例公債から脱却する王道であらうといふふうに私も考へております。

○武蔵(山)委員 いま大蔵省から、この赤字財政を克服する大きな柱として二つだ、一つは歳入を切り詰めることだ、一つは歳入をいかに確保するか、ふやすか、あるいはもちろん歳入の中には税以外にいろいろ手数料とか日銀の納付金とか専売公社とかあるでしょうが、いずれにしても税の増収を図る、歳入を減らす、この二つだ、こういう説明がありました。しかし、大蔵省の答弁をずっと聞いておると、この二つの柱で今日の事態を克服しようとしている形跡はどうもうかがえない。大蔵大臣の先ほどの答弁は、景気がよくなつてきた、経済がよくなつてきた、五十一年度はまあまあ見通しのようにいきそうだ、いわゆる景気の方にだけ大変なウエートが置かれておる。私は、こういうことを言つていかうかどうかわからぬけれども、税金をだれからうんと取るかは別として、いづれにしても増税と、歳入を徹底的に切り詰める方法と、第三番目の道はインフレ政策だと思ひます。インフレーションによつて各目所得を、名目利益を拡大して税収がふえてくる。どうも大平さんの先ほどの答弁を聞いておると、税でうんと取るように税構造をいじるよりも、もう高物価政策で、電気料金の値上げも認める、私鉄運賃の値上げも認める、ガスも上がる、政府みずからが運賃もどんどん上げる、電話料も上げる、そういう形でも商業ベースの採算性に合はぬものはやむを得ないのだ、みんな値上げしようがないんだという思想ですね。これはやはり高物価政策、やがてインフレーションに発展をしていく構想じやありませんか。だから、どうも大平さんの財政は、具体的な細かい税や歳入を削ることや、そういう面に精力を注ぐよりも、もっと大ざっぱな、景気を上昇させて——その景気を上昇させるといふのは、現代資本主義のメカニズムではもうイン

フレーション政策に転ずる以外に、残念ながら道がないのです。この三つの道が、私はいま想定されるような気がするわけであります。

大平大蔵大臣、いま主計局次長が答弁したのでありますが、そんな道はもう、口では言わぬが、腹の中で全く考へていないと言ひ切れるでしょう。

○大平國務大臣 私の説を武蔵さんがそう創作されちゃ困るのです。私が申し上げておるのは、経済の回復、不況からの脱出、そういうことを申し上げておるのであります。非常に好景氣をとおつて物価が上がる、そういうことには一向お構ひなく、インフレの高進という下心を持つてやつておつたのでは、これはとても大蔵大臣務まりません。私は、そういうことではいけないと思ひます。ございませう。なるほど、電気料金の問題でございませう。いま国会で御審議をいたしておりました。鉄道運賃にいたしましても電話料金にいたしましても、値上げの問題がございませう。ございませうけれども、これは政府がいま物価政策として天下に公約をいたしておるフレームの中でちゃんと取り仕切つていく用意を持つて御提案申し上げておるわけなんでございまして、去年もいろいろ問題になりましたいろいろな公共料金の値上げにいたしましても、ちゃんと公約いたしました一けたの中で処理するといふことをいたしておるわけでございませう。経済は生き物でございませうし、公共料金といへども経済の原則を無視してやれるわけにもまいりませんので、そういうことは十分配慮しながら非常に抑へて抑へてやつてまいることとでございませう。世界の中で、わが国が不利な交易条件のもとで貿易を伸ばして、そして何とか生存していかなければいけぬわけでございませう。インフレをやつていける国でないことはあなたもよく御承知のとおりでございませう。

ゆうべの十時に、英國の蔵相から私あてにメッセージが届きまして、英國政府もきのうの朝、労働組合代表との間で、七六年八月から一カ年にわ

たる政府のインフレ対策の一環として資金交渉に合意した、これによる賃上げは四・五%となり、七七年末までにインフレ率をさらに半減しようという政府の方針に沿うものである、この限度は厳格に適用される、今回の賃上げ率は西独の五・五%より低く、他の先進国よりさらに低いというような意味で、先ほど御指摘の英国も再建に大変に熱心に鋭意努力されておるようでございます、日本がインフレについて鈍感であつてはとてこの国際市場で生存できるはずがないわけでございますので、私ももつと真剣に経済の運営、財政の運営に当らなければならぬことは当然の責任と考えておりますことを十々御理解をいただきます、と思います。

○武蔵(山)委員 なぜ私が財政再建の一つの柱としてインフレ政策を掲げたかというのは、税の構造を改革する努力も、歳出構造を本当に見直そうという努力も、われわれからなめていけるとどうも足りない。そのために、そういう安易なインフレへの道を期待しているのではなからうかという邪推をしておる。そういう点から私は発言をしたのであります。もし、インフレの道を選んではならぬというのだったら、もつとも歳出構造の転換、税構造の改革、思い切つて国民の前にかかるような姿勢を展開しなければ、どうして十年後にこの国債をなせるのかという疑問を解消できません。大臣、さつきから、いま発行する赤字国債は十年間でもう書きかえをしないで返すんだと言つても、言葉としては言つても、これは大平さんを信ずるか信じないかという、先ほど山中先生のおっしゃつた大臣を信ずるかどうかというところとか、黄どめがないのだ。国民はそれを理解できません。赤字をこんなに出した会社は、普通だったら社長は辞職ですよ。株主総会で首ですよ。それで借金だ、いや、それは経済の変動のせいなんだ、社長の責任じゃないんだと言つたつて、民間企業じゃ承知しませんよ。これは社長も首、それから課長、部長クラス、そこに座っている部長クラスも減俸か、これはもう大変なことになつて、

この状態では大倉さん、とても次官なんて行けないよ。だからやはりこういう点をもうちよつと、この二つの構造面に徹底的にメスを入れてください。私たちにわかるような、そういう努力の跡を示してください。野党がこぞつて財特法に反対するゆえんも、私はそういうもの一つあると思ひます。皆さんの努力が、苦悩の色がありありとわれわれにわかるようなことが示されてくれば、これは少々、なるほどこれだけ努力したんだなということになるけれども、この一年半の努力はまだまだ足りない。だから少々おきゅうをすえよう、国家財政をこんな安易な方向にゆだねておくことは許せん、大きなおきゅうをすえようということが、いま野党が財特法に対して反対をしておる一つの大きな理由じゃありませんか。

特に、河野参議院議長までがそういう野党の考え方に対してかなり理解を示しているんじゃないやありませんか。新聞報道がうそだというなら別ですが、大臣もお読みになつたと思いますが、五月一日のメーデーの日の読売新聞に、こんなに大きく「財特法、今国会はムリ 河野議長」こんなにかい見出しです。河野さんは今国会は無理と言つておるんですよ。河野さんは今国会は無理と言つておるんですよ。しかも、その中を讀んでみると、一つは「財政法特例法案は今国会中に成立の見込みはない」と二は「原則的に会期の延長には反対である」との意向を明らかにした。これは自民党幹部クラス有志でつくつて無名会の会合に出席して、終盤国会の見通しを述べた。読売新聞がうそだというなら別ですけれども、これだけ大きく出ているのですから、火のないところに煙は立たないでしよう。河野さんがそういうことを言つておる。

それから四月二十三日のやほり読売新聞を讀むと、「財特法は7月の線 政府筋表明」と書いてある。この政府筋とはだれかをちよつと聞きたいのであります。それを讀んでみると、「政府筋は二十二日朝、財政法特例法案の取り扱いについて『今国会で成立しなければ、七月に臨時国会を開

いて成立させることになるだろう」と述べた。」「去る六日の三木首相、福田副総理、大平蔵相の三者会談でもこの点が確認されているが、政府筋から、いわば改善の策として七月臨時国会での成立という見通しが出されたのは初めてである。」こう書いてある。

そうすると、財特法はそう無理して今国会でしやにむに多数で通すべき法律ではないのだ、こういう感じを、これを見たらみなそう思ひますよ。河野議長がこういうことを言つたということがまづばつと出て、この記事を読んで大平さん、これは五月一日ですからまだ幾日もたつていないですが、どんな感じを受けましたか。河野さんに何かすぐ連絡をとりましたか。

○大平国務大臣 財特法はいま衆議院の本委員会御審議をいただいておりますのでございまして、私がいま本委員会におきましてどのように御審議をいただいて、どのように私どもがそれに応じて審議を促進していただくか、そればかりを私にまかせておるわけではございまして、参議院のこととか、臨時国会のこととか、そういうことを考える余裕は全然ございません。

○武蔵(山)委員 しかし大蔵大臣として、参議院の議長が今国会は無理だと言つたというやうなことをもし新聞に報道されるようなことがあつたとするなら、担当の大臣としてはすぐ河野議長のところへ電話ぐらゐしてしかるべきじゃないでしょうか。何にも連絡しないのですか。この新聞を見つ放しで、ただ大蔵委員会だけ、衆議院だけわしは一生懸命やればいんだという感じですか。

○大平国務大臣 参議院議長が無名会においてどのように意見を表明されたかというやうなことは、直ちに後刻伺ひました。伺ひましたけれども、本席でそういうことを申し上げるというやうな場面ではございせんから御遠慮いたしたいと思ひますけれども、私はいま、財特法につきましては、この委員会におきまして、まず武蔵さんをはじめ各委員の皆さんの御理解を得ることに全力投球をしなければならぬと心得ております。

○武蔵(山)委員 しかし河野議長は、与野党の差が非常に少ない参議院において、新聞で事前にあつたあつたを公表しているとするれば、参議院はまあそう急いでやることもなからう、衆議院の野党は少々ビツチを上げ過ぎるぞ、夜までも一生懸命大平さんに協力するやうなことではないかということになります。もう一回こういうことは参議院議長が本気で考えているのかどうかをきちつと確認して、衆議院の皆さんにも報告してください。そんなことはしないのならない、そういうことがあつたのならあるで、それによつて私たちは、山田理事とも佐藤理事とも野党の理事と、大体ひとつこの程度でこうやつていこうじゃないかということの話し合いもできるのです。みんなそれぞれ忙しい予定も夜はあるのでしようから、ぜひひとつその点はこの審議中に確認してください。

それから税収の問題について、これからの一つの克服策の柱として税収を考える。先ほどの答弁の中で大倉さんは、付加価値税は目下大蔵省は検討していない、しかし、大蔵省が何かもう案を持つておるやうなことを言われるけれども、そういうことはないというやうなことを言つたんですよ。——じゃ、まずそれからはいさしやう。付加価値税についての、大蔵省の現在の認識あるいは取り組み方、それから大蔵省税務局長の正式な見解、この三点。

○大倉政府委員 先ほど私が佐藤委員にお答えいたしましたのは、新聞などで、いかに付加価値税導入というのを大蔵省が決めたかのように出ておりますけれども、そういうことはございせん、所得課税、資産課税、消費課税それぞれにつきまして、この際根元からもう一遍見直して、どこで負担を求めるべきか、それは一つのものではなくて組み合わせかもしれませんというのを申し上げたわけではございまして、その場合の消費課税には、個別消費税の見直しと同時に一般消費税の研究も当然に含まれるべきものというやうに私は考えております。

○武蔵(山)委員 決めていることはないというこ

とは、決めていないということですか。

○大倉政府委員 導入するということを大蔵省が既定方針として決めたかのような報道がございましたので、それは事実とは反するということが……(武蔵(山)委員「じゃ決めていない」と呼ぶ)はい、導入するということを決めたということとはございません。しかし、付加価値税を含めまして、一般消費税というものがどういふものがあるか、日本について導入する場合にいかなる問題点があるかということ、私も当然の職務でございますから、主税局の中では勉強を続けてきております。しかし、税制調査会ではまだ具体的な御審議は願っておりません。それが現段階でございます。

○武蔵(山)委員 そうすると、一般消費税という考え方の中に付加価値税を含めて研究をしている、こう理解していいですね。

○大倉政府委員 主税局といたしましては、当然の職務といたしまして、付加価値税を含む一般消費税につきまして勉強は続けております。

○武蔵(山)委員 主税局長、現在の物品税、これも七千億円くらいの税収になっておりますが、なにもっと低いですか、かなりの税収になっておりますね。物品税六千九百五十億ですか、かなりの税収ですね。この物品税がやはり消費物資に課税されている。付加価値税をもし導入する際には、この物品税との競合、物品税を廃止して付加価値税をやった場合の不正、貴金属類やそういうようなもの、そういう個別商品に課税している物品税と付加価値税との関係というのは、諸外国の例ではどうなっておりますか。

○大倉政府委員 簡単に申し上げますと、三つ、タイプがあると思います。一つは、そういう個別的なものを一切残さない。しかも、できるだけ単一の税率で一般消費税を考える。もう一つのタイプは、一般消費税の中に複税率を考える。ある程度高い税率で課税するものとそうでないものを考える。さらに最後のタイプとしては、若干の品目につきましては個別に別の名前前で負担を求め

る。付加価値税といわば併存させるというタイプがございまして、そのいずれをとるかはお研究の余地のある問題だと思います。

○武蔵(山)委員 勉強中のことですから、なかなかむずかしいのかもしれませんが、付加価値税を日本へ導入すると仮定した場合に、何%くらいの場合、どのくらいの税収になる、何%の場合どのくらいになる、そういう試算、これの数字はどうなりますか。

○大倉政府委員 付加価値税を、仮定の問題としてという御質問でございますので仮定の問題としてお答えいたしますが、前段階税額控除を導入いたしまして、最終消費について一律の負担を求めただけであるというタイプで考えます場合には、基本的な課税標準になりますのは個人消費でございますから、たとえば全く免税品目がない、あるいは軽減税率がないという——それは全く現実的ではございませんが、そういう形で考えれば、個人消費総額に特定の税率を掛ければ一つの根元が出てまいるということになります。したがって、個人消費を仮に八十兆円という推定をする、あるいはもっと先になって考えるから百兆円だというなら百兆円、その一割なら十兆円、一%なら一兆円ということになります。しかし、現実の問題として、必ず相当幅の広い免税品目が出てまいりましょうし、また零細小売企業は納税者から除外するというのが当然に考えられましょうから、個人消費掛ける税率マイナスアルファ、しかもそのアルファは相当大きいというふうに考えておくべきものだろうと思います。

○武蔵(山)委員 三木総理大臣は、付加価値税は導入しない、そういうことを予算委員会等で答えているようにあります。私も付加価値税は実現しないと思っております。大平大蔵大臣の現在の心境はいかがですか、来年度からの付加価値税について。

○大平国務大臣 税制の問題でございますけれども、当然非常に政治問題でもあります。野党第一の社会党さんを初め各野党の御協力、各方面の

協力を得てやるのであれば——そういう政治状況がでないで、これはなかなかやりにくい問題ではないでしょうか。

○武蔵(山)委員 やりにくい問題ではないでしょうかということは、主体的にもっと積極的に大臣としての意思を発表した場合、どうなりますか。もしようじやなくて、できないと思うと、いや五十二年度からあるいは努力次第でできると思うと、決意を聞かせてください。

○大平国務大臣 政党初め各方面の理解、協力の度合いにこれはよりますね。

○武蔵(山)委員 主税局長、私はこの付加価値税創設には反対論者であります。日本のように物品税がかなり多品目にわたって課税されている、その場合には物品税をより合理的なものにあるいは落ちのないうように品目を洗い直すとか、物品税の方である程度まだ見るべきものをきちんと見るとにかく逆進性の非常に高いもので、すべての消費者、低所得者にまで課税が平等に及ぶような、そういう付加価値税の制度であつては絶対われわれは承知ができません。そういう意味で、まだ勉強中だそうでありますから、五十二年度には大蔵省もよもややるとは言い出さないとはいえませんが、野党の中に大変強いそういう意向があることを、主税局長ぜひ頭にしかと入れておいていただきたいのであります。

次に、もう一つ、赤字財政克服の一つの方策として、大蔵省はこの五月二日、金持ち優遇の批判の強い利子配当課税を抜本的に是正するため、個人番号制の導入の検討を六月中にも税制調査会に諮問する方針を明らかにした。本日に諮問いたしますか、大蔵大臣。

○大倉政府委員 連休中は非常に華やかないろいろな報道がございましたが、先ほど申し上げましたように、私も何らかの租税負担の増加をお願いしなくてはならぬ。しかもわが早い時期であるのかもしれないというふうには私は個人的には考えておりますが、それをいかなる時期にいかなる税目でということとは、まだまだこれから相当時

間をかけて御議論を願わなくてはならぬことでございます。

ただ利子配当につきましては、たびたび当委員会でも御質問がございまして、総合課税の方向に一步でも近づくようにということで、たびたび御批判をいただいております。しかし、税制調査会に勉強はいたしております。しかし、税制調査会に御審議を願いますときにはある程度具体的な腹を固めているというのが普通でございます。全く白紙で、さあどういたしましょうかということばかりでもございませぬので、その意味では六月に税調にいきなり飛び出してくるというタイミングにはどういたらないのではないかと思います。

○武蔵(山)委員 大平さんの親分であつた池田勇人先生は大蔵省出身の大蔵大臣、総理大臣で、私たち野党が当時大蔵委員会を質問をした際に、配当の分離課税は私が総理である限り絶対に実施しないと、池田さんは野党に約束しました。その約束をきちんと最後まで守ったのです。池田さんの偉さは、そういう不公平を拡大するようなことについては極力歯どめをかけて、総理大臣みずからがなされた。そのうちに池田さんがやめて、今度大蔵大臣がかわつて、がむしやにいまの制度ができてしまった。だから、同じ系列を引く大平さんのときに、池田さんが最後まで守り通したその制度に対して、一回不正を完全に断ち切る、そういう決意が欲しいと私は思うのであります。いまは亡き池田さんをしるんで、この池田さんの英断に対して現在の大蔵大臣はどのような感想をお持ちですか。

○大平国務大臣 去年の国会で、選択分離課税の強化とあわせて五年間の余裕をちょうだいいたしておるわけでございまして、その間にこの問題にまつわるいろいろな検討を大蔵省は進めなければならぬと存じておるわけでございます。大きな問題でございまして、十分の用意をもつてからなればいかぬことでございますので、鋭意検討を進めて、一步でも二歩でも前進する方向に持っていくかと思っております。

○武藤(山)委員 銀行局長、別名預貯金あるいは
架名預貯金、これは大ざっぱに見てどのくらいあ
るものですか、いま大蔵省が握っておる数字は。

○田辺政府委員 人の名前をかたっているとか、
あるいは架空のものであるのかどうかはわからな
いわけでございますので、大ざっぱにと申されま
しても、どのくらいあるかちよと見当がつか
ねます。

○武藤(山)委員 日本の預貯金総額は、いま二百
二十兆くらいですか。大ざっぱな感じで、そのう
ちの一〇%くらいはそういうものがあるだろう
か、もっと少ないだろうか。銀行局長ならい
ろんな情報を聞いているでしょう。どのくらいあ
るか、検査官からいろいろ聞いているでしょう。

○田辺政府委員 一〇%以下なのか、あるいは五
%くらいなのか、ちよと見当がつかねます。
○武藤(山)委員 あなたはまじめだから、本当だ
と思つて信用して……。

そこで、仮に個人番号制にして脱税が一切でき
ないようにする。その際に、現在ある架空や偽名
の人たちはどうしたら本当に吐き出すだろうか、
どうしたら本当に申告するだろうかということが
この問題を処理するポイントだと私は思うのです
よ。それには何か一時のメリットを与えるよう
なことを考えてやらないとなかなか出てこない。こ
れは脱税した金だから、うっかり名前を出すと税
務署にばくられてしまうので出せない、さあどう
しようかというところで悩む。そこで、一定の期
間、正直に全部、自己名義にしたものについて
は、何月何日から何日までの間にその手続をして
きちと申告したものは脱税としての追及をしな
いとか、あるいはいしても、何百万以下または何千
万以下の場合にはごく軽く、この程度でよろしい
とか、幾つかの案を大蔵省の主税局に集まってい
る頭のいい連中はもう考えていると思うのです。
どうすればこういうものを引き出させることがで
きるか。全国の金融機関にある無記名、匿名、偽
名、偽名を全部一回きれいに吐き出させるための
具体的な方法として、たとえばどんなことが考え

られるだろうか。いま大蔵省の方で考えている、
こんなことがあるなあというのを二つ、三つ並
べてみてください。私がいま言ったようなことも
一つの案だと思つたのです。

○大倉政府委員 たしか先日、当委員会が村山委
員にお答えしたかと思ひますが、先ほど申し上げ
ましたように、利子配当につきましても一歩でも総
合課税に近づく具体的な方法はないかということ
で部内で研究を続けておりますが、具体的にどう
いうことを考えているかということがうかつに外
に漏れることは、またそれなりに非常な混乱を来
すこともございますので、その点だけはぜひ差し
控えていただきたいと思います。私としては御
了解を得たつもりでございます。ただ、いま武藤委
員のおっしゃいました一種の徳政と申しますか、
そういう物の考え方というのとはかたから御指摘
はあったという記憶を持っております。そのこと
のよしあしは十分よく考えてみないといけません
。技術的には、新しい制度を入れましたときの
経過措置の問題としてぜひいろいろの考え方は
あり得ると思ひます。

○武藤(山)委員 七時半から別の予定が一つあり
ますので、あと十分しかなくなつてしまつたので
すが、最後に一問お尋ねしておきたいと思ひま
す。

先ほどの質疑の中にもありましたように、こと
しの公債の発行というのは大変な金額になりま
す。地方債、政府保証債を含めると十四兆、大
蔵省の金額であります。もちろん一年間の貯金の伸
びが三十三兆あるというのでありますから、三
十三兆の貯金の増加のうち、半分を国並びに地方
公共団体が一時借りるわけですね。もちろん一時
借りてもやがてはそれは歳入で支払いますから、
そのタイムラグがちよとあるということが金融
を逼迫させる一つの時期だと思ひますが、
が、それにしても、先ほど大平さんがおっしゃ
るように、景気がよくなつてきて産業活動が活発に
なつてきた、資金需要は以前よりはずつと旺盛に
なつてくる、そういう情勢の中でこの十四兆の公

債発行というものが金融をかなり逼迫させる、偏
在をさせる、そういう要素になるような気がいた
すのであります。これは銀行局長の見通しにつ
いてはどうですか。これは銀行局長ですね。

○田辺政府委員 長い先のことはなかなか御答弁
できかねますけれども、少なくともこの当面の
ころを考えると、民間の資金需要というものは
そう盛上がりを見せれておりません。むしろ自己
資金といひますか自己金融力がこれは過渡的な要
素だと思ひますけれども次第についてきています
のですから、外部資金に依存するという勢いはか
なり減殺されてきております。したがって、
たとえば今年度の国債の発行というものは、これ
は時期の問題がおつしやるとおりでございますが、
金融の繁栄に際して適時適切な国債の発行が行わ
れますならば、民間の資金需要を不適当に圧迫
するということには相ならないのではない
かと思つております。

○武藤(山)委員 いまはならないけれども、しか
しやがて今年度中にならぬやうな様相が時期に
よつては出るのではないかと。特に五月は一兆二千
億円で国債発行をしようというのでしよう。さら
に五月は地方債がありまうから。さらにそれに
地方債がぶつたつてくる。したがって、かなり資金
需要はある、一兆七千五百億ぐらい散超だ、だか
ら一兆二千億ぐらいの国債発行は心配ないとい
うのが大蔵省の見解のようだと新聞には出ており
ますが、しかし、さらに地方銀行、相互銀行、そ
れに地方債がありまうから。したがって、五月
の公債の量というものは大変なものになりまう
。もし一兆二千億がその手段に割り当てられるとす
れば、いづれにしても最近マネーサプライがふえ
てきた。これも一つ大いに注目をしなければなら
ぬと思うのであります。日銀月報を見ると、マ
ネーサプライが最高に達したの四十七年十一
月、前年同月比で二八・五%、最低が四十九年九
月の一〇・六%。最近の傾向を見ると、一月が一
五%、二月が一五・三%、三月が一五・七%とい
うようにマネーサプライがふえつつあるわけであ

ります。大蔵省の指導としては、銀行局長、この
マネーサプライが前年同月比どの程度までぐら
いが好ましい姿だろう。これは日銀の政策でありま
うから銀行局長の守備範囲ではないと言へばそれ
までであります。しかし、マネーサプライの激増
というものが一定の水準以上に達したときにはや
はり物価に影響を与える。アメリカではすでに
マネーサプライにかなり気を使つて引き締めに
転ずるという報道がなされてきております。日本
の政府として大蔵省の銀行局長はどの程度の水準を
一応日本銀行に期待しているのか。いま一五・七
%に達したけれども、どの程度まではまあ心配な
い、まあまあとこう考えているのか、その辺の金
融政策の一つのポイントとして局長の見解を聞か
せてください。

○田辺政府委員 大変むずかしい御質問でござ
いまして、先生も十分御存じのとおり、マネーサ
プライというものの伸び率と物価ないしは経済活動
といふものにその常に一定した関係があるわけ
はございませんので、余りマネーサプライの数値
だけといひますか重視してそれにかかずらつた金
融、経済の政策をやつてゐるとまた間違ひを起
す可能性もございします。結局いろいろな経済、金融
関係の諸指標の中の一つの指標としてやはり頭
とめておく、こういう性格のものであると思ひ
ますが、具体的に何%といふものが望ましいかとい
ふのは一義的にはお答えできかねます。しかし
ながら、現在の経済の諸指標といふものとにらみ
合わせて考えますならば、この三月に一五・七
%の前年同期比の伸び率になつたといふこの数値
は、特に警戒を要するとか心配をしなければなら
ぬといふほどでは全然ないと思つております。た
だ、かつてわれわれが経験いたしました先生御指
摘のような二五%を超えてマネーサプライが増加
するといふようなのは、どうもやっぱり異常な事
態ではないかと思ひます。

○武藤(山)委員 銀行局長、しかし、GNPの伸
びをどのくらいに名目成長を見るか、それと全く
かけ離れたマネーサプライになつていくといふこ

とは、やはり通貨の総量と生産の水準というものは常に好ましい水準に相対関係を置かなければならぬわけでしょう。でありますから、経済見通しが名目成長の何ぼと見た場合にはやはりマネーサプライの水準というのもややこの程度が好ましいのだから一つの指標は銀行局長としては持つべきじゃないでしょうか。あなたの見解としてどうなんでしょうか。そんなものは全く構わないで、結果だけだ追って、二五%にならなければいいやというような大ざっぱなものじゃないのでしょうか。一國の銀行局長ともなれば。

○**船辺政府委員** おっしゃるとおり名目成長率との関係が一つの考え方になるわけでございます。いわゆるマネーサプライの量というような数値が一定であるとするならば、あるいは一定であるべきだとするならば、そこに一つの関係が出てくるわけでございますが、どうも経済の発展というものと関係があるのだと思われますけれども、マネーサプライの量というのが趨勢的な動きを見ておりますとだんだんに高くなっているような状況でございます。それをトレンドを追って過去の趨勢値をそのまま延ばしてそのマネーサプライの量を掛けたところで大体マネーサプライをはかつてみたらどうかという意見もあるかと思ひますが、非常に危険でございまして、まあ短期的にはまた相当の振れがございまして、軽々にはこれは判断をしてはいけませんので、軽々にはこれは判断をしてはいけません。長期的には先生のおっしゃるような大まかな腹構えといひますかそういうものはなければならぬ、こう思つております。

○**武藤(山)委員** 時間でございますからこれでやめます。

最後に、大蔵大臣に注文をつけておきますが、大蔵大臣は去年の二月十二日、本大蔵委員会において、私の質問に答えて、すなわち、私が国債発行とインフレの関係のあなたの感じ方を説明してくれ、国債発行が多くなればインフレを助長するという質問に対して、大蔵大臣は、「端的に申しまして、インフレの要因になると思ひます。」と、

こう答えてゐるわけであります。インフレの要因になる場合の様態がいろいろあるわけでありますから、どういふ場合にインフレになり、どういふ場合にインフレになる要素が少くないといふことをきようは論じようと思つていたのでありますが、前段だけで終わつてしまひまして、その問題に触れることができませんでした。いづれにしても、大臣も国債発行が巨額に達するとインフレになる危険があるといふことを十分認識してゐるようでありますから、もう国債発行は日本の財政規模においては多過ぎるほどべらぼうに大きくなるわけでありますから、これがインフレ要因にならないように大蔵大臣としてどういふ政策運営をやるか、その点をひとつ最後に聞かしていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

答弁が不十分ならば、最後の上がるまでの間に留保してまた後で一、二時間質問させていただきたいと思ひます。

○**大平国務大臣** まず、国債の発行額というものをできるだけ低目に抑えなければならぬわけでございますが、すでに七兆二千七百億といふことで今度は御審議をいただいておりますわけでございまして。そのうち三兆七千五百億は特例債に仰ぐことにいたしておりますが、五十二年以降これを漸減してまいりまして、五十年代前半には完全に特例債から脱却すべく財政運営の知謀をしほりましてそれを達成しなければならぬと考えておるわけでございまして。そうすることによりまして、財政の面からインフレを招来するといふことは何としても防がなければならぬのが、われわれの嚴肅な責任であると考えております。

○**田中委員長** 次回は、明七日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十三分散会